

平成 2 1 年第 4 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 1 年 6 月 1 0 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1 市政一般質問

7 番 磯飛 清議員

- 1 . 地域医療について
- 2 . 住民生活を守る道路整備について

1 4 番 中村芳隆議員

- 1 . 市民の一番身近な選挙である市議会議員選挙について
- 2 . ごみ袋有料化に伴うごみ収集の問題点について

2 4 番 山本はるひ議員

- 1 . 補助金の見直しについて
- 2 . 公共施設の利用のしやすさと使用料のあり方について

1 9 番 関谷暢之議員

- 1 . 緊急経済対策と市民の生活支援策について
- 2 . 教育行政と就学支援について
- 3 . 清掃センター旧施設解体と跡地利用計画について
- 4 . 住民サービスの向上と組織機構改革について

出席議員（30名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	18番	平山英君
19番	関谷暢之君	20番	平山啓子君
21番	木下幸英君	22番	君島一郎君
23番	室井俊吾君	24番	山本はるひ君
25番	東泉富士夫君	26番	相馬義一君
27番	吉成伸一君	28番	玉野宏君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	室井忠雄君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	荒川正君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	古内貢君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	松本睦男君	教育総務課長	松本讓君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 局長
西那須野
支所 支所長

二ノ宮 栄 治 君

農業委員会
事務局 局長

人 見

順 君

鈴木 健 司 君

塩原支所長

印 南

叶 君

本会議に出席した事務局職員

議事事務局長 織 田 哲 徳

議事課長 斎 藤 兼 次

議事調査係長 稲 見 一 美

議事調査係 小 平 裕 二

議事調査係 福 田 博 昭

議事調査係 佐 藤 吉 将

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（平山 英君） 散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は30名であります。

議事日程の報告

議長（平山 英君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（平山 英君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

磯 飛 清 君

議長（平山 英君） 初めに、7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） おはようございます。

議席7番、磯飛清でございます。

いよいよ日本列島も、梅雨入りの宣言をされた地域があります。私もせっかくの晴れの間をいただいたわけではありますが、気持ち的には梅雨入り模様の気持ちであります。梅雨入りのムードを吹き払うような、明るく前向きな答弁を期待し、通告書に基づき一般質問1回目の質問をさせていただきます。

1、地域医療について。

地域医療体制の確立は、地域住民の生命を守る

最重要課題であります。北那須地域においては、医療機関が集中する県央地域は別として、県南地域や県東部地域に比べ、2次・3次救急に対応できる中核的医療機関を数力所擁しており、大変心強く感じているところであります。

しかしながら、そのような状況のもとにおいても、まだまだ医療機関の受け入れ態勢は飽和状態にあります。命を守る喫緊の課題として、また中長期ビジョンの課題として、地域医療体制の整備が望まれるところであることからお伺いいたします。

大田原日赤病院の移転計画の進捗状況と本市の取り組みについての考えをお伺いいたします。

北那須地域の地域医療体制の整備について、本市のこれまでの取り組みと考えるについて伺うのであります。

新型インフルエンザに対する本市の対策状況及び近隣市町との連携状況を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） それでは、7番、磯飛清議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の地域医療についてでございますけれども、3点ほどご質問がございました。順次答弁を申し上げたいと思います。

まず、の大田原日赤病院の移転新築状況についてでございますが、現在、基本設計と実施計画を行っている段階で、工事につきましては、平成22年7月着工、オープンは平成24年7月予定と聞いております。

移転に伴う財政支援につきましては、那須広域行政事務組合が、関係する9市町の取りまとめを行うことになっておりますので、その中で協議を

していきたいと考えております。

についてでございますけれども、北那須地域の地域医療体制の整備と本市の取り組みについてでございますが、初期救急につきましては、医師会の協力を得まして、休日昼間の在宅当番医制、さらには、夜間は黒磯那須地区休日等急患診療所と大田原市休日等急患診療所により対応いたしております。

2次救急につきましては、広域行政事務組合で取り組んでおります病院群輪番制運営事業として大田原日赤病院、菅間病院、那須中央病院、国際福祉大病院が輪番で対応をいたしております。

また、小児の救急医療につきましても、小児救急拠点病院運営事業といたしまして、大田原日赤病院、菅間記念病院、国際福祉病院が輪番により対応いたしております。

3次救急につきましては、大田原日赤病院が担っております。

今後とも医師会及び広域行政事務組合と連携を図りながら、地域医療体制の整備強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

の新型インフルエンザに対する本市の対策状況についてであります。昨年の12月1日に、鳥インフルエンザを想定した庁内検討会を設置いたしまして、行動計画やガイドラインの検討を行い、4月1日に那須塩原市新型インフルエンザ対策本部を設置いたしたところでございます。

今回の豚インフルエンザの発生によりまして、4月28日に厚生労働省の新型インフルエンザの発生宣言を受けまして、対策本部会議を4月28日、5月1日、18日、27日と4回開催をし、対応策を協議しております。

具体的には、4月28日から黒磯保健センター及び西那須野保健センターに午前8時30分から午後5時30分まで、休日を含め電話相談窓口を開設い

たしております。

また、5月の連休中には「発熱相談センターの案内」と「家庭でのインフルエンザ対策」のチラシを新聞に折り込みました。5月20日には、自治会を通じまして「新型インフルエンザが国内で発生」ということでございますので、「手洗い、うがいの方法」等のチラシを配布、情報提供に努めてまいりました。

さらには、県内で発生した場合に備え、各部署の所管事業や施設での具体的な対策を検討いたしたところでございます。

また、近隣市町との連携体制につきましては、県北健康福祉センターとの連携、協力を図りまして、感染拡大の防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） それでは、再質問を行います。

申しわけありませんが、順番を変えて の新型インフルエンザから、下から順次質問をさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

新型インフルエンザに関しましては、日本における新型インフルエンザの感染、流行については、終息宣言までいかなくても、鎮静化の状況になってきております。しかしながら、従来のインフルエンザが季節的に流行する秋冬を控え、今回の教訓をもとに、対策についての計画は確立しておくべきと考えるところであります。

県北健康福祉センターが窓口になっている発熱相談センターにおける相談状況、並びに本市が開設した電話相談窓口はどのような対応をしているか、また、相談件数はどの程度だったかお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 新型インフルエンザの発熱相談センターに関する相談件数ということですが、これは、県のいわゆる健康福祉センターは6カ所ございますが、そちらのほうで、受け付けといたしますか、相談を行っているわけですが、きょうの下野新聞にも載っておりますけれども、6月8日現在ですと8,084件というふうに言っております。各健康福祉センターごとには公表はしていないということなんです、県北健康福祉センターでは約1,200件程度というふうに聞いております。

ちなみに、那須塩原市の保健センター2カ所でもやっておりますので、そちらの件数も申し上げますが、6月8日現在ですと46件になっております。そのうち発熱相談センターのほうに紹介をしましたのが、24件ということになっています。

以上でございます。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） くしくも、きょう、県全体の相談については、今ご答弁がありましたように、下野新聞のほうに報じられておりました。その中で、本市が開設した電話相談窓口が46件ということでありましたが、どのような相談、あるいはどのような対応をしてきたか、内容をお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 本市の相談の事例ということですが、まず、発熱をしたがどうすればよいかという方が、件数として22件ございます。それから、海外に行ってきたという方が、2件の問い合わせがございました。それから、その他といたしまして、海外へ旅行するがタミフ

ルがもらえるかですとか、季節性インフルエンザとはと、それから発熱相談センターの電話番号を教えてもらいたいといったものもあります。それから、県内での発生状況がどうかと、それから、乳幼児健診は予定どおり実施するかどうかといったような問い合わせでございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） はい、わかりました。

それでは次に、隣接している大田原市においては、市単独の発熱外来の設置の準備があると聞いております。本市としての考え、あるいは準備はどのようになっているかお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 発熱外来の準備ということですが、基本的な役割といたしまして、医療行為といたしますか、発熱外来も含めまして県が行うことになっておりますので、この地域ですと県北健康福祉センターが発熱外来を設置するということになっております。

現在の状況ですと、県内に5カ所の病院で発熱外来を設けておりました、そのほかに、国内発生というのを受けまして、県内の6健康福祉センターですか、6カ所に、簡易テントといたしますか、テントを設けまして、そこで発熱外来をやっているということで、11カ所、今設けておりますが、それが兵庫、大阪のように蔓延期といたしますか、そういった状態になった場合にはそこだけでは対応できないということになりますので、別な場所でまた発熱外来というものを設けなくちゃならないということになるかと思いますが、先ほど言いましたように、基本的には県が設置するということでございますので、那須塩原市といたしましても、そういった状況になった場合には、どこか公

共施設等になるかと思いますが、県の県北健康福祉センターと協力をし、また医師会とも協力をしなくちゃならないものですから、そういった設置の方向に向けても協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 本市においては、県の指導、指示に基づいて緊急的な対応を考えていくということかと思えます。むやみな混乱を避ける上では、やはり県市一体となって対策をとることが、混乱を防ぐ一つの方法かと思えます。

次に、本市においても、県内の発生に備え、各部局の所管事業や施設での具体的対応策を策定したとの答弁がありました。その対応策の内容をお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 新型インフルエンザの行動計画等につきましては、当初、全国的にそうなんです、鳥インフルエンザが変異をした、いわゆる強毒性と言われる行動計画、強毒性の新型インフルエンザに基づく行動計画等を全国的に想定をして策定をしている、あるいは策定をしたということだと思うんですが、本市におきましても、鳥インフルエンザを想定した強毒性のインフルエンザということで、今、行動計画のほうは策定中でございますが、そこに、豚インフルエンザから変異をした新型インフルエンザが、弱毒性のインフルエンザが発生をしたということで、先ほど市長のほうから答弁しましたように、本部会議を4回ほど開催いたしまして、各部局でそれぞれの集会ですとか施設等の対応というものを各部局でまとめていったというのがございますが、まず、国内発生というのが、5月16日でしたか、神

戸のほうで確認をされましたけれども、県内の発生の場合も、2つに分けて、大きく分けると、県南地域での発生と、それから宇都宮も含めた県北地域、宇都宮の場合には通勤通学等で相当生活圏域が一体化しているということもありまして、宇都宮を含めた県北地域といいますが、そういった場合ということで想定をしております、国内と県の南部のほうと県の北部のほうでの発生というふうな想定をして、それぞれの部局で、行事、あるいは施設の検査等も含めて検討をしてもらったところでございます。

国内発生の場合には、おおむね今までどおりの行事も行うし、施設等も開館をするということなんですが、県の南部のほうにおきましても、発生した場合にも、おおむねそういったものが多いんですが、県の宇都宮を含めました北部の場合には、行事の開催の中止、あるいは延期、あるいは施設等の閉館といったものも各部局で検討をしていくのが対策ということになっております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 圏域の区分けとしては、宇都宮以北を県北という分け方とお話でありました。その中で、やはり宇都宮市との交流というか、人口流動が多いということの中で、宇都宮以北という区分けになったということなんです、やはり学生を含め教育圏として、高校生含め学生の移動、流通があるかと思えます。そのような中で、教育部にお尋ねいたします。

もし県北での発生があって、そのような対応を余儀なくされた場合の対外試合、あるいは交流試合等についての開催等についての対策の考えはあるでしょうか。もしありましたらお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 教育のほうでは、県の教育委員会からの指示ということもありますが、我が県北地区を含め宇都宮等でやった場合に、その状況で対外試合の自粛というふうなこともこちらでは考えるということですが、そのほかに、当該学校での発生というところで、学級閉鎖、学校閉鎖というふうな形も考えますが、まず、一応、県央、それから当該学校での発生がない限りは、自粛ないしは、状況によって参加という形で今考えているところでございます。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 学生、児童の対外試合、特に県大会等においては、練習を積み重ねてやっと勝ち取った出場権が、こういった状況で自粛、あるいは中止とならないよう祈っているところであります。

次に、再発症、感染拡大が懸念される秋冬のシーズンに向けての対策になると思いますが、今お話がありましたように、県内での発生があった場合、発熱外来の対策、訓練、これらについては既に実施した、あるいは実施を予定している自治体があると聞いておりますが、本市における訓練についての考えをお聞かせください。また、他市町が実施した訓練内容についても、わかっていたらお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 秋冬に向けて、新型インフルエンザが再度北半球のほうに来るだろうと想定をされておりますが、それに向けての発熱外来の訓練をということですが、先ほども申しましたように、基本的に発熱外来というのは県が設置するということになります。これは、発熱外来を設けますのは、一つの医療機関という

位置づけをするものですから、県のがんセンターの一部の診療所というか、そういった位置づけにしていくという、法的な問題がございまして、補償等の問題もありますので、県の医療機関という位置づけをまずやらなくちゃならないということですので、それは県の役割で行うということになります。

したがって、簡単に設置するというわけにはいかないわけですが、その辺も踏まえまして、設置をするに当たっては、いろんな準備も含め、あるいは医師会等の協力をいただきながら設置しなきゃならないということになりますけれども、ただ、先ほど言いましたように、蔓延期になりますと、現在ある11カ所の発熱外来以外はとても間に合わないということになりますので、昨年ですか、大田原市で多分訓練をやったかと思っております。ことしの4月だったかに小山市でやったかと思っておりますが、これはドライブスルー方式といいまして、屋外に簡易なテントを設けまして、感染の疑いがある方は、車に乗ったまま、現在ですと簡易の検査キットというのがありますので、それで粘膜から取りまして、それを簡易検査を行って、陽性が陰性かを見分けると。ほかの人との接触はさせないというようなことで、ドライブスルー方式というのをやっております。

かなり蔓延するということになると、そういったものも必要になってくるのではないかと思っておりますので、今後におきましては、ちょっと県北健康福祉センターのほうとご相談をさせていただきながら、その訓練の実施につきましてもちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 備えあれば憂いなしという、きのうも鈴木議員のほうから話がありました。蔓

延してから訓練しても間に合わないことであると思いますので、ぜひ県のほうと県北の健康福祉センターと連携をとって、できるのであれば訓練もしていただければと要望して、この質問を終わります。

続きまして、2番目の北那須地域の地域医療体制の整備と本市の取り組みについて再質問を行います。

その中で、2次救急医療体制の現況についてお尋ねいたします。

病院群輪番制運営事業、また小児救急拠点病院運営事業における市町別の患者取り扱い状況をお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 平成20年度のまず病院群の輪番制のほうの救急患者の取り扱い数でございますけれども、市町別ということですので若干時間がかかるとは思います、病院ごと、市町別という形で……

〔「合計でいい」と言う人あり〕

保健福祉部長（平山照夫君） 合計でよろしいですか。それで、病院群輪番制の救急患者の取り扱い数としては、那須塩原市が平成20年度、これは入院と外来を合わせまして3,487人、大田原市が2,308人でございます。それから、那須町が621人、これは管内合計で6,416人になりますが、それ以外、いわゆる県内、ほかの管外の市町と、それから県外も含めましてそのほかに1,583人おりますので、合計7,999人。

それから、小児救急患者の関係ですが、那須塩原市が、これも入院、外来合わせまして1,513人、大田原市788人、那須町が180人、この3つの市町合わせました管内ですと2,481人、それ以外の市町から県外も含めまして591人でございますので、

合計しますと3,072人になります。

以上でございます。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） ありがとうございます。

やはり人口比率とでも申しませうか、そのような関連から、本市の市民が受ける比率は高くなっている傾向になっているかと思えます。

そのような中で、両事業の推移、あるいは傾向はどのような変化が見られているでしょうか、過去3年ぐらいの傾向で結構ですので、手元にあればお知らせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 平成17年度と20年度を比較させていただきますが、病院群の輪番制で言いますと、17年度が9,730人ございました。全体です。それが、先ほど言いましたように、20年度が7,999人ということですから、減っております。それから、小児救急の関係ですが、平成17年度が8,045人でございます。20年度が3,072人ということですので、大幅に減っているという状況でございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 答弁が抜けていました。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） それでは、今申しましたように、病院群、それから小児救急ともに減ってきておるわけですが、特に小児救急が大幅に減ってきているわけですが、なぜこういうふうになったのかということですが、ちょっと原因ははっきりとはわかりませんが、一つの要因として考えられますのは、休日等急患診療所が黒磯那須、それから大田原市の休日等急患診療所が開設をしているわけですが、2つの休日等急患診

療所の患者数でございますが、平成17年度が972人だったんですけれども、平成20年度が3,510人ということで、こちらのほうは大幅にふえているという状況でございます。これはご案内のように、開設日をかなりふやしたと。19年度からふやしてきたんですが、特に20年度は大幅にふやしているということもございますので、患者の方の数が大幅にふえているということですが、その反面、小児救急ですとか輪番制のほうが減っているのではないかなというふうに考えられます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） まさに再質問の中で今お尋ねしようと思っていたところ答弁をいただき、行政並びに医療機関、郡市医師会との連携が図られ、休日急患診療所や在宅当番医制度の効果があらわれてきているのかと感じております。命にかかわる医療の問題でありますので、今回、地域医療についての質問をさせていただいております。新聞各社も地域医療について、ここ数日、連載や、あるいは掲載がされておるその中で、地域医療については、医行連携とでも言いましょうか、さらに住民の協力が必要であると報じられております。そのような中で、今、データとしてお示しをいただきましたが、そのような効果があらわれていること、状況を聞いて、一安心したところであります。

迫り来る超高齢化社会への対応の一環として、地域医療体制の確立は重要課題であります。難しい問題ではあると思いますが、広域事務組合が担当しているといえども、根幹は市の行政にあるかと思えます。関係機関、住民との連携を模索しつつ、さらなる研究を進めていただくことを要望して、この質問を終了いたします。

次に、最後になりましたが、 の大田原日赤病

院の移転新築について再質問を行います。

本来であれば、この質問は、本年3月の定例議会においても同様な質問があり、同様な答弁があったように記憶しております。内容的には、2月5日に東北医療圏9市町の医療担当課長と会議が開催されております。その後の会議の開催など、進捗はあったかどうかお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） ことしの2月5日に医療担当課長会議があったわけですが、先ほど申しましたように。その後あったかということですけれども、その後は今のところ会議等は開催しておりません。

以上でございます。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） それでは、本件に関して、今後の予定として、首長会議や、あるいは先ほど申しました担当課長等の会議の予定等はあるかどうかお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 今のところ、何月何日に会議を開くという通知等はまだ来ておりませんので、今のところはないということでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 移転に伴う財政支援に関しては、医療圏を含めた9市町、広域にわたることから、那須地区広域行政事務組合が取りまとめを行うということですが、一つの方法として理解を示すところであります。

その中で、ちょっと乱暴な質問になりますが、財政支援を含めた移転新築に関して、本市の取り

組む姿勢としては、積極支援か、あるいは受け身の支援か、その辺の考えをお示ください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 積極的か受け身かということですが、先ほど市長のほうから答弁をいただきましたが、その2月5日の会議のときに、この那須地区広域行政事務組合が調整をするということで、関係する9市町、広域行政ですと3つ関係するわけですが、そちらのほうの調整を行うということになっておりますので、その中の協議の中で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 大田原日赤の移転による病院の充実、単に日赤病院の問題にとどまらず、県が示す医療圏はもとより、北那須地域医療体制の中核を担う病院として、地域医療体制の充実に直結することから、市民はもとより、地域住民が待望する一大関心事であります。

冒頭でも話をさせていただきましたように、議会改選前のこととはいえ、3月定例議会と同様な質問をさせていただいた理由として、地域医療体制の充実の重要性を私自身、身内の医療において体験したことからであります。身内のことで誠に恐縮ではありますが、その医療体験をここでご紹介させていただきます。

昨年の10月から本年3月までの半年の期間で、身内の3名の命が救われた医療事例であります。

1例目は、私の兄の発症から医療処置までの経過であります。

兄は、根っからキノコ狩りが趣味であり、発症当日も、夫婦連れ立って福島県は会津田島方面に出かけておりました。発症は会津の奥まった山中

であり、病名は脳内出血であります。山中の折、携帯電話で救急隊の出動を要請しようにも圏外で通じず、わらにもすがる思いで道行く人に依頼したそうであります。40ほどして救急隊が到着し、救急救命士は生命の危険を判断し、すぐさまドクターヘリの出動の要請をかけたそうであります。ドクターヘリは、現場から20分ほどの最寄りの小学校の校庭を仮設のヘリポートとして、救急隊との連携の場としました。患者である兄を乗せたヘリは、現場から救急搬送先の会津若松市内の病院まで、所要時間は約10分程度であったそうです。搬送後、直ちに手術処置が施され、一命を取りとめることができました。ちなみに車両での移動は約1時間程度かかり、一分一秒を争う今回の症状は、車両での搬送では救命できなかったと担当医の説明がありました。

ドクターヘリについては、本県においても導入に向け検討が進められているところでありますが、今回の経験は、命を救う道具の一つとして、その必要価値が実証された思いでいっぱいあります。

ちなみに、個人あてのヘリの出動費用請求は1,200円であったということでもあります。この1,200円は、救急車を要請したときの費用と同額だそうであります。大変、福島県側には多大な迷惑をかけたと思っております。

次に、2例目は、私の娘の出産にかかわる医療処置であります。

出産予定は、本年3月17日でありました。嫁ぎ先の県内真岡市内の産科医院での容体の急変から始まりであります。妊娠から出産予定まで母子ともに異常もなく、順調に予定日を迎えておりました。そんなことから、自然分娩での出産を想定しており、予定どおりの陣痛が始まり、数時間後には新生児が生まれるところで急変が起きました。胎児の心拍数が突然通常の半分まで下がり始め、

時間の問題から、自然分娩での出産では間に合わない、帝王切開による出産での母体の胎盤剥離、子宮破裂のおそれがあり、その産科医院では処置ができないとの医師の判断から、総合周産期母子医療センターが設置されている自治医科大学病院に緊急搬送する事態となりました。

幸いにして、その産科医院のある真岡市から自治医大病院までの搬送時間は、約20分程度でありました。病院側は、10名の医師団、8名の看護師団が救急搬送を待ち受けており、到着するやいなや、母親である娘に、1分以内で胎児を取り出しますから安心してくださいと言って、全身麻酔用のマスクをがばっとかぶせ、母親がわからないうちに出産が終わったそうです。

新生児は、その周産期医療センター内のNICU室で約40分ほど医師団の処置が施され、母子ともに、命はもとより、身体的にも異常なく出産することができました。麻酔から覚めた、母親になった娘が最初に発した「赤ちゃんは」の声に返す言葉があったことに、感謝の気持ちでいっぱいでありました。

後に届いた報告書によりますと、新生児は仮死状態と記載されており、まさに総合周産期医療によって母子合わせて2人の命が救われた思いであります。

1例目のドクターヘリ、2例目の総合周産期母子医療センターともに、医療体制の完備から成る救命事例であります。このような体験をもって、地域医療の重要性、これをひしひしと感じたため、今回、3月に続いて地域医療の質問になったわけであります。

県を初めとして各市町においても御多分に漏れず財政難の折ではありますが、医療体制の整備は、金の問題ではなく命の問題であると思います。本市においての地域医療体制の整備には積極的にか

かわっていただきたい思いでいっぱいあります。

大田原日赤病院の充実、地域医療の整備において、地域医療の中核を担う重要な拠点であります。財政支援を含め、今後の協議は広域事務組合の中で進めるとのことではありますが、北那須広域行政事務組合の管理者でもある栗川市長の所見をここでお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 日赤病院の新築、改築工事と申しますか、それにあわせての市長の見解ということでございますので、申し上げたいと思います。

先ほど医療行政につきましてははるお話があって、私どもも十分承知をいたしております。高度医療がなぜ必要かという部分も十分承知をいたしております。

そういう中で、今回、日赤が建てかえをいたしまして、やりたいという意向で、私が聞いたのは、もう3年ぐらい前、多分、カワチ院長先生の時代だったかなということで、こういう状況でやりたいということは、一番古い建物が昭和41年だそうでございますし、継ぎ足し、継ぎ足しの病院ということで、医療行為をやるのになかなかスムーズな形がとれないということのお話がありまして、建てるについてはどういう方向なんでしょうねと各市町村に話を伺いたいということで多分あったらうと、私のところへも尋ねてきたのが最初がそういうことでございまして、私といたしましては、当然、日赤病院の目的というのは、広域医療圏、特に2次、3次を担うという大きな目的があるとすれば、場所はどこに選定するかとかそういうもの、行政の私たちが、あっちがいいよ、こっちがいいよという引っ張り合いは私は望まないと、日赤がここがいいというところが、要するに

広域圏での場所だろうというふうに私は考えます。ですから、院長先生の考えで場所は設定するのが病院としての本来の形じゃないですかということまで話をしております。

そういうことで話がありまして、今度は医療の話、要するに、先ほど言ったように、建て増し、あるいはそういう状況で医療がスムーズにいかないということで、建て増しをする、さらに老朽化があるんだということでもございましたので、それは十分、建てかえたいという気持ちはわかります。しかし、私どもも当然、耐震化、病院も耐震化の対象になっていますので、建てかえたいという理由が1つありました。当然、私どもも、公共施設を扱っているものは、全部耐震をかけて対応しろという指示がございますので、日赤さんがそうですから、はいそうですかという話にはなかなかいきません。

問題は、私自身は、医療制度、今、先ほども出ました周産期医療、じゃ、今、県北でとられている医療体系、小児救急、あるいは周産期医療の中で、じゃ、どこが対応しているのかということになりますと、私自身は、日赤で全部対応しているとは思っておりません。ですから、建物が優先するのか、私は、いずれにしても、こういうものを本市でやりたいと、ぜひ周産期医療も県北の拠点としてこうだという、そういう説明が私は先なんだろうと。建物が先であって、建物が建ったからこういったものを作っていくんだという話じゃなくて、こういうことをやりたいから建物をこういうふうにしたいというのが、私は話だろうと。これまでまだ一回も、この医療体制の充実の中での小児救急とか周産期医療の対応を一から、当然、先ほど言ったような周産期医療になれば、もう夜間・昼間を問わず1年じゅうやっている状況をつくるというのが、多分大きな目的になってくるん

だろうというふうに思います。

そういう部分での協議がなされないままに、建物だけが優先して、幾らお金が必要です、これだけ出してくださいと。ちょっと、私は、話が違わんじゃないですかという注文もつけたこともございます。ということで、私は反対論者だということに言っている人もあるそうでございますけれども、決してそういうことではございません。私も医療の充実を図っていきたい。

そういう中で、今、那須塩原市の市長の見解として、どういう対応をするんだという話でございますけれども、まとめ役としての考え方から申せば、私自身は、こういうことでこうだということをおし上げますと、お互いに各市町村の意見等々を調整しづらくなると私は思っておりますので、私どもの対応はこうですよというものを頭に出すと話が進まなくなるというふうに私自身は思っておりますので、まだまだ現実的にはこういう話は下部であったというふうなことで、現実的にはまだ、2週間ぐらい前ですか、日赤のほうから各市町村相互に説明に回りました。あと広域行政にも説明をいたしますということで、近日中に、多分、日赤の側から各市町を回って説明をした後に、全体的な会議を、日赤の会議の中で、広域の那須が主体になっていただきたいという話にはなったそうでございますし、そのときも、各担当の市町村、あるいは3つの広域も集まって、そういう話に落ちついたという話は聞いておりますので、そのことは広域の事務局長から聞いて、それでは対応して、まずは3つの広域の中で対応を検討し、さらに、各市町村の中での対応を図っていかねばならないのかなという想定を今しておるところでございますので、私も、市がこういう対応でこういう形を望みますというものを表に出すのは今差し控えたいというふうに私自身は思っております

ので、ご理解をいただきたいと思ます。

以上です。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 全く了解であります。3月議会の答弁にありましたように、財政支援の形においても、市長が答弁した内容に私も全く同感している一人であります。当然、多額の費用を捻出するわけでありますから、市長がいわく、議会の承認をも得なくちゃならない。これは話の筋道であると思っております。

ただ、今回質問に出ささせていただいた理由は、先ほど申し述べた理由と同時に、栗川市長の立場が、みずから申したように、反対論者だというような風評も耳にしないわけではなかったものですから、その辺の考えも示させて、皆さんに周知させたいという思いがあって、この公式の場で質問をさせていただきました。それら市長の考えについては何ら異論はございませんので、反対するわけではないという答弁がありますので、それに向けて、今後の日赤病院の移転新築については、前向きな姿勢で広域圏内をまとめていただくよう要望して、この質問を終了いたします。

続きまして、2番の生活を守る道路整備について1回目の質問を行います。

大田原市に立地する野崎工業団地に接続する道路は、二区町を南北に走るたて道を軸とし、工業団地に接続している2本の横道（市道二区町緑線とN240線）は、地域住民の生活道路として長年にわたり利用されてきました。野崎工業団地開設以来30有余年の間、この道路は通勤者の増加により、朝夕の時間帯は、住民生活や通学児童生徒の安全確保に大きな支障が出ている状態が続いております。

工業団地の立地が大田原市域であることから、このような状況を解決するには隣接市との協調、

連携が必須であることから伺いいたします。

野崎工業団地周辺道路整備について、県並びに隣接の大田原市と協議されているか伺います。

市道二区町緑線の道路整備の計画はあるか。また、工業団地側約200mは大田原市領域となっているが、協議はなされているか伺いいたします。

市道N240線（二区町公民館前の通り）は、隣接市境で寸断されている状態です。工業団地側約200mは隣接市領域であり、現況は稲田であります。工業団地接続に向けて大田原市と協議はできないものか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 2番の住民生活を守る道路整備について、3点ほどご質問がありますので、順次お答えいたします。

住民生活を守る道路整備のうち、につきましては、今年3月議会の平山啓子議員にお答えしたとおり、大田原土木事務所、大田原市、那須塩原市の3者による協議を進めているところであります。

また、市道二区町緑線の整備につきましては、現在、県において県道西那須野下石上線の交差点改良の検討をしておりますので、これらを踏まえて計画してまいりたいと考えております。

N240号線、二区町公民館前通りの先につきましては、大田原市内でありますので、先ほどお話にありました3者による検討会議の中で、大田原市の状況を確認したいと考えております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 磯飛君に申し上げます。

ここで10分間休憩をとりたいと思うんですが。

7番（磯飛 清君） とってください。
議長（平山 英君） 10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） それでは、道路整備についての再質問を行います。その前に、私は建設常任委員会に所属しながら建設関係の質問で大変恐縮しておりますが、今回の質問は、隣接市である大田原市にかかわることから、大きな問題として、本会議、この場で取り上げさせていただいておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

なお、細かな道路整備に関しては委員会のほうで協議したいと思っておりますので、今回は再質問の中では、大田原土木事務所、大田原市、そして本市の3者による協議を進める、あるいは3者による検討会議の中で、この答弁がありました。この検討会議は組織として成立しているかどうかお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 検討会議の組織化ということでご質問がありましたけれども、要綱等をつくってその会議を開いているわけではなくて、野崎駅周辺の渋滞対策についての課題等ということで、組織化はされていないという形になりますけれども、そういうことで、その都度、課題ごとに担当で話し合いをしているという状況でございます。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） はい、わかりました。

野崎工業団地周辺の整備には、道路の改修のみならず、雨水排水の整備など、先ほど申し上げました3者の協議、連携が必須の状況であります。野崎工業団地開設以来30有余年、いまだ道路、雨水排水、一つも改良はされておられません。そのような中で、なぜ手をつけられなかったかと申しますと、一つの要因としては、3者の連携が図れないまま30年余りが経過したことにあるかと思っております。

そのおかげというか、そういったことが災いして、あの地域に住む住民が、大雨時、夕立時、あるいは通学通勤時、生活環境がどんどん悪化してきている中で、今回、組織として成立はされていないが、3者が協議される場が設けられたことは大きな前進であると、あの地域に住む私にとっても大変大きな前進であると感じております。できれば課題が起きた段階で随時集まって協議することでありますが、できることなら継続を含めて組織としての設立の提案を県土木、あるいは大田原市とで協議する場で提案はできないものかお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 現在も会議を行っておりますので、それは組織化につきましてはその会議の中で要綱等を定めていくということで、ちょっと提案をしてみたいと考えております。

議長（平山 英君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） はい、ありがとうございます。

広域、先ほどの病院の問題、日赤の問題、あるいは今回の野崎工業団地周辺整備の問題においても、大田原、大田原と申し上げて、大変恐縮して

おりますが、やはり大田原境の地域に住む者として、住民の気持ちは、やはり大田原市との連携が必須な地域であります。広域連携は、住民生活の効率向上にもつながり、また、市の財政運営においても、財政効率の向上が図れる一つの方法ではないかと思っております。

今回、病院、道路の問題を含めて、大田原市、あるいは県、広域にかかわる問題を質問させていただきました。35年来の道が一步進んだように感じております。さらなる行政サイドの理解と連携を期待し、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

議長（平山 英君） 以上で、7番、磯飛清君の市政一般質問は終了いたしました。

中 村 芳 隆 君

議長（平山 英君） 次に、14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 皆さん、こんにちは。

議席番号14番、中村芳隆でございます。市政一般質問2日目、2番目の質問者となりました。

今回の質問は、先ほど行われました市議会議員選挙についてと、4月1日から施行されましたごみ袋有料化に伴うごみ収集の問題についての2点お伺いするものであります。

まず最初に、市民の一番身近な選挙である市議会議員選挙についてお伺いいたします。

平成17年1月1日那須塩原市が誕生し、その1回目の市議会議員選挙（平成17年4月24日）の投票率は66.05%でありましたが、2回目である今回の投票率は59.0%、正式に申しますと59.01%でありました。投票率が下がっている現状を踏まえ、以下の点についてお伺いいたします。

期日前投票の現状を踏まえて、改善点等につ

いて当局の考えをお伺いいたします。

市議会議員選挙における市民等の苦情などはあったのかお伺いいたします。また、その内容はどのようなものだったかをお伺いいたします。

市当局独自の対策等はどのようなことが考えられるかをお伺いいたします。

以上3点についてお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長、二ノ宮君。

選挙管理委員会事務局長（二ノ宮栄治君） ご答弁申し上げます。

期日前投票の現状を踏まえた改善点についてとうことでございますので、お答えいたします。

本市の期日前投票は、告示日の翌日から投票の前日まで、本庁、各支所、ハロープラザの4カ所において毎日8時30分から午後8時まで行っており、各種選挙において県内でも高い投票率でございます。

選挙管理委員会といたしましては、さらに投票率アップにつながるよう、今までの啓発活動に加え、常に投票者の立場に立って、投票しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思います。

次に、市議会議員選挙における市民等の苦情の有無とその内容についてお答えいたします。

市民からの問い合わせを含む苦情を大きく分けると、入場券についての苦情、投票所に関する苦情、選挙運動に関する苦情に分けられます。

入場券についての内容は、期日前投票あるいは不在者投票をしたいのに入場券が届かないというもので、入場券発送は告示日であるため、告示日から投票日まで7日しかない市議選では、入場券を持参できなくとも宣誓書の記載により投票はできるということを説明し、理解を得ております。

投票所については、投票所の場所がわからないという問い合わせが大部分で、市広報、選挙公報、

市ホームページで投票所マップを掲示しておりますが、問い合わせが多い場所については、今後、マップの修正、投票所案内板の設置等を予定しております。

選挙運動に関する苦情は、選挙カーからの連呼行為についてが一番多く、これは一定の制約はあるものの公職選挙法で認められている行為であるという説明をしておりますが、連呼により重大な影響を及ぼすような施設の周囲では、街宣を控えていただくよう候補者の方々にご協力を願った経緯もございます。

次に、市独自の対策についてお答えいたします。

有権者に対する啓発活動については、街頭PR、候補者巡回、市広報掲載、選挙公報、横断幕等の掲出、市ホームページへの掲載等は当然のことですが、青少年時代からの政治・選挙に関する意識づけが重要なのではないかと考えられることから、中学校には、投票所の臨場感を味わっていただくために、生徒会役員選挙の際には投票箱、投票記載台等の選挙物資の貸し出しをしております。

また、市内の小中学校には、選挙啓発ポスターコンクール作品募集、選挙啓発パンフレットの配布等を行っております。

今後は、将来のまちづくりを担う子どもたちに、暮らしの中の選挙の大切さを教え、政治に対する関心を高めるため、出前講座等の学習会を検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） それでは、再質問をいたしたいと思います。1から3まで関連がありますので、一括して質問をしていきたいと思っております。

民主主義の健全な発展を図るためには、多くの市民の皆さんが投票所へ足を運び、有権者としての義務を行使することによって成り立つのではな

いかと思っております。選挙が行われるたびに投票率が低下していく現状を深刻に受けとめ、対策を考えていかなければいけないのではないかと考えております。

前回の投票率66.05%、今回59.01と7%低くなりました。期日前投票は非常に県内でも高いほうだという、今、答弁がございまして、10%ですが、今回上がった経過がございまして、その10%上がった経過、その要因は何だったかをちょっとお聞かせください。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君の質問に対し、答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（二ノ宮栄治君） 確かに前回17年の選挙に比べまして、期日前投票の投票率がかなりアップしたということで、県内でもそれこそ上位を占めている期日前の投票だということですが、これらにつきましては、当日投票している方々が1週間前からやっているんだというようなことで、できれば夜8時までやっているんだからそちらで投票しちゃおうかというような方が非常に多いような傾向が見受けられます。この制度ができた目的そのものは、当日どうしても都合が悪くて投票できないというような方々の利便を図るためにできた制度でございますが、実際はそのような形で、前回に比べて期日前投票の制度が周知されたのではないかと、このように考えてございます。

以上です。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） ただいまの答弁ですと、10%上がったのは、従来、投票行動を起こそうという方が、たまたま、期日前の8時までやっているんで投票に行ったということで、期日前、極端に申しますと、非常にやさしい、簡単、そして時

間も待つことはないというような要素の中で、投票行動ではなくて、要するに、投票は絶対するが、当日以前に投票に行ってしまうという行動で行ったというような分析をされているようでございますが、確かに期日前投票は上がったわけですが、やはり結果的には全体的な当日投票が下がったわけでございますので、その下がった原因は、じゃ、何なのかをちょっとお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

選挙管理事務局長。

選挙管理委員会事務局長（二ノ宮栄治君） 今回の選挙の投票率が下がった原因ということでございますが、実際のところ、私どもも分析した結果では判明しないということが現実でございますが、ただし、今回の選挙についていろいろ考えますと、知らなくて選挙に行かなかったという方はほとんどいないのではないかと。むしろ、どちらかということ、選挙に対する関心の問題ということがございまして、特に全国的に叫ばれておりますのは、やはり20歳代の投票率が低いと。

本市の場合も、過去に知事選のときに代表的な投票所について抽出的に調査したことがございますが、20代の人々の投票率は、おおむね全体の投票率の半分であるというようなことがございますので、先ほど答弁を申し上げましたとおり、やはりこれから成人になる前の方々に対する政治に対する関心を高めていただくというようなことが、かなり時間はかかると思うんですが、このような地味な中での啓発活動が必要ではないかと、このように考えてございます。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） ただいまの答弁では、分析した結果、原因がわからないというようなことでありまして、特に指摘できるのは、若い方、20

代の方々が投票行為を、無関心層となって、行っていないのではなかろうかという懸念をするお話がございました。

そんな中で、今回、うちの59.01%、高い投票率ということでございましたが、県内市議会議員選挙、私どもは4年前に終わった後、各合併された後に、それぞれの自治体で選挙が行われております。そういったものの一覧表をちょっと取り寄せて見てみますが、18年、19年、20、21年ということで、14市で選挙が行われておりまして、まだまだ任期満了を迎えていない自治体もございまして参考程度としかありませんが、那須塩原市はこれで13番目の位置づけとなっております、決して高いランクにはなっておりません。

そんな中で、今回、先ほど世代別のような話も出しましたが、地域性もちょっと研究しますと、投票所別で80%台を維持している投票所もございまして、また47%台というふうに非常に低い投票率の結果も出ております。同じ市でありながら、80%台をキープするところと47%台という低いところ、こういう状況を選管としてはどう分析しているかをちょっとお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（二ノ宮栄治君） 特にその投票所ごとの投票率の格差につきましてでございますが、これにつきましては、やはり農村部の投票所は投票率が高い傾向にあると、それから、市街地の投票所につきましては低い傾向にあると、このような結果が出ておりますので、それらに対する今後の啓発活動、だからといって今まで啓発活動をやらなかったかということではございませんが、やはり関心の問題だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 確かにご指摘のとおり、農村関係の地域は高い投票率として、何回投票をやりましてもそういう結果が出ておられるかと思っております。

そんな中で、やはり新興住宅地周辺の投票所においては、やはり投票率が年々低下しているというのも現実でございますので、そういったものの分析が出ておりますのであれば、やはり対策を講じていかなければいけないのではないかと思っております。

先ほど委員長から、20代の若い方が投票率が非常に悪いんじゃないかろうかということでございますので、今回の選挙において、本市の世代別の投票率はおとりになっているのかどうか、ちょっとお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（二ノ宮栄治君） 全体の投票者について分析するということになりますと、投票した方だけではなくて、投票しなかった方ということになると、9万2,000人についてチェックしなくちゃならないということで、期日前投票についてはコンピューターでそういう集計とか分析はできる形にはなりますけれども、投票所で行ったものは手でチェックをしていくということになりますと、それらの方の入力をすべてしなくちゃならないということで、非常に時間等がかかるものでございます。

ということもございましたので、おおむね代表的な投票所かなと、農村部も市街地部もあるというようなことで、私どものほうで第22投票所、東那須野公民館ですが、ここについて分析した結果ですけれども、やはりこれらの中で20代の方の投票率というのは、今回、全体が59.幾つでござい

ますが、やはり29.数%ということで、やっぱり半分ぐらいの投票率であったということで、それ以外の東那須野公民館について言いますと、20代の方を除きますと67%ぐらいの投票率になるというようなことで、まさにその新成人と申しますが、20代の方が問題であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 今回は1カ所のみ参考データをとってみたということでございますが、1カ所をとりましても、20代の方が本当に3割弱の方しか投票活動をされていない。まさに本当に深刻な状態じゃないかと思っております。

選挙管理委員会スタッフ5名でございまして、そのほかに監査業務とか公平委員会とかと兼務されておりますようで、なかなか忙しいのではなかろうかと思っておりますので、なかなかそういった参考資料等をそろえて対策を常にしていくのは非常に厳しいとは思いますが、こういった事態に備えて、今後、そういった専門家、もしくはそういったコンピューターシステムですが、そういったものも導入して、やはりこれからの世代別等々の統計をとれるような仕組みを考えていただきまして取り組んでいただかないと、どういうものが結果的に足を引っ張っているのかといったものの分析が非常に厳しいのではなかろうかと思っておりますので、そういったものをしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それでは次に、苦情等についてお聞きしたいと思っております。

市民等からの苦情は、先ほどの答弁で、おおむね3通りということでございました。期日前投票は、もう何も持っていなくても投票できますよということで、非常に便利になっている、以前よ

りも簡単にできるという評判のようでございますが、そんな中で、市役所本庁の期日前投票でございますが、どうしても、終盤、木金土ですが、時間外によっては非常に混雑をされていたというお話を聞いております。そのようなことが現実にあったかどうか、ちょっとお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（二ノ宮栄治君） まさに終盤の木金土という3日間で、市役所の本庁についてはかなり都合をつくって待っていた方が多かったということ把握してございます。

以上です。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） そんなとき、やはり期日前投票、非常に便利でありますよとか、すぐできますよとか、そういったイメージで皆さん行った方もいます。そんな中で10分か15分待たされると、非常に時間帯によって、そういうものはなかなか予想できなかったと思いますが、今後、こういったものを教訓としまして、やはり時間帯によっては窓口をふやすとか、対応する人数をふやして、やはりせっかく来ていただいた有権者の方にスムーズな対応ができるように考えていきたいと思っております。

次に、選挙事務に対して苦情はあったかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（二ノ宮栄治君） 選挙事務に対する苦情ということになりますと範囲は広くなると思うんですが、やはり先ほど申しましたとおり、大きく分けるとさっきの3つに大体分類されるのではないかと、このように考えておまして、ただ、私どものほうでも、その

システム、苦情を言ってくるお客さん方の、市民の方のやはり理解されていない部分が多かったと思います。

例えば、その前に行われたのが知事選挙ということで、知事選挙は12日も前から始まるということで、比較的早く、有権者からすると入場券が届くのに、市議選のときは何で届かないんだということでございますが、いずれにしても、告示がされて公報受け付けというものが当日行われる。それらを踏まえた上で入場券を発送しているということでございますので、どうしても最低限、やはり告示日以降にしか発送できないということになれば、早くて次の日、ややもすると二、三日たってというようなことがございまして、それらの苦情等といいますが、入場券が届かないというのが非常に多かったというふうにとらえてございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 私がちょっと聞き方が違ったと思うんですが、私が聞きたいのは、選挙事務、まさに選挙の事前説明等々、また事前審査等々における事務についてちょっと苦情をお聞きされましたので、ちょっとお聞きしたいと思っております。

3月26日の事前説明会が行われまして、多くの方が説明を受けていったわけでございますが、そのとき、選挙管理委員会の方が、るる説明が始まっていたわけでございますが、その中で、わきに座っておられた警察の方が熟睡をしていたというお話をお聞きしました。これは本当ですかどうか、ちょっとお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（二ノ宮栄治君） 私は

そのような話は聞いてございませんし、私も説明のほうに集中していましたので、ちょっとそのようなことは存じませんでした。

以上でございます。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 会場に多くの方がいて、本当に説明を受けた候補予定者の本人または代理人の方が緊張して会場で説明を受けているときに、本当にぐっすりとお熟睡していたと。本当にびっくりしたような感じで、あきれていたということでございまして、本当に今後注意していただきたいということが、多くの方から声がかかってまいりました。

その中でも、また説明をしていて、後部座席に座っている方が、説明者の声をはっきりと聞き取れなかったということも事実でございますので、そういったものについても今後改良点を加えていただきたいと思っております。

次に、事前審査事務についてお聞きいたします。

当時、10時から受け付けされたわけですが、予測されて、当然、新聞紙上などでも、36名が候補予定者になっておるということがわかっていただけでございますから、受け付け態勢もやはり効率よくやっていたかなければいけないのではないかと考えております。当日は夕方まで、えらい時間がかかったということで、もう事務態勢に不備があったのではないかとと思いますが、その点についてもちょっとお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（二ノ宮栄治君） 事前審査の問題だと思えますけれども、これにつきましては、私どものほうは、各立候補予定者に対しまして、種々提出書類等がございますので、それらについて事前に審査を受けておいていただき

たいということで、それが終わりませんと、いわゆる告示当日に結果的に時間がかかってしまって、選挙運動に入れる時間がどんどんおくれていってしまうというようなことで、特に意を尽くしまして、とにかく間違っているところは徹底的に直すとか、そういう形でかなり指導をしたということで、どうしても当日の選挙運動がおくれないようにというような形で担当のほうも指導したということで、結構時間がかかってしまったということは認識してございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） まさに事前審査、やはりしっかりしたものがないと告示の日に時間がかかってしまうということはもう当たり前のことでございまして、それはわかりますが、やはり36名がもう予測されているわけでございますから、当日100人来るか200人来るかかわからないというんじゃないかと、もう36名は間違いなく審査に来ますよというのは予測されたわけですから、やはりそういった対応、窓口の担当者をふやすとか、3カ所で受けするものを6カ所にさせていただくとか、やはり新人の方が出られて、書類がわからないといった方は別枠でまた指導するとか、そういった方法をとりまして、やはりスムーズにいけるように今後改良をしていただければと思っております。

続きまして、告示のときの受け付け態勢についてお聞きいたします。当日8時30分より受け付けされまして、当然、平等ということで、くじによりそれぞれ候補者の番号が決まったわけです。早い番号の方はスムーズに受け付けが終わりまして、ポスター掲示板に候補者のポスターを張ることができたわけですが、後ろの番号を引いた方の一部に書類の不備が指摘され、大変、それ以

降の方々が待たされまして、当日、ポスター張り
が非常に遅くなったとお聞きしております。公平
性が保たれないのではないかとと思いますが、その
件についてちょっとお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（二ノ宮栄治君） まさ
にその書類審査の関係でございますが、選挙管理
委員会といたしましては、特に公費負担の分、そ
れから選挙公報については、前日までに済ませる
ようにということで各候補者をお願いしておいた
わけでございますが、実際には約十数名の方につ
いては当日になってしまったというようなことが
ございまして、当日の説明の中でも、私どものほ
うで申し上げたと思うんですが、8時半までに来
られた方については、到着した人から順番にくじ
を引いてもらって、いわゆる審査を受ける順番を
決めるくじを引いたということで、8時半以降の
方はもう到着順ということで行ったわけござい
まして、おおむね9時にはくじが終わりました。
そして、午前9時から審査を行いまして、それら
につきまして、選挙長の決裁を受けた上で、全体
が10時には審査が終わっております。

それと、その後、物資、通称7つ道具と言われ
るものがございますが、これを受け取った段階で
選挙運動に入れますよということを事前に説明し
ておいたかと思いますが、これらが終わったのが
おおむね10時半ということで、それらについては
比較的、36名という中でございますので、しよ
うがなかったかなというような気はするんですが、
そのような形の中で、先ほど言いましたように、
公費負担の分と、それからもう一つは選挙公報の
分でかなりおくれたしまった方いらっしゃるとい
うような状況でございます。

以上です。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） やはり事前審査、そのと
きに、当然、完成しますと、ちゃんと書類をとじ
ていただきますね、完全に完了しましたよと。そ
ういったものはやはり前日までにしっかりと把握
をしておけば、こういったものがなかったのでは
ないかと思っておりますので、やはりその点を注意し
ていただきたいと思っております。

さらに、今回の開票作業に当たりまして、選管
といたしましては、9時半から開票作業が始まっ
たわけでございますが、今回の開票について、何
時間ぐらいの時間の設定をして今回の開票作業に
当たったかをお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

選挙管理事務局長。

選挙管理委員会事務局長（二ノ宮栄治君） 私ど
ものほうといたしましては、前回17年の選挙の反
省を踏まえまして、場所の問題であるとか、それ
から機械に頼れるところは機械で済ませると、早
めるというようなことを考えまして、おおむね12
時には確定ができるのではないかと。前回は14時
確定だったものですから、2時間ぐらい早められ
るのではないかというふうに考えてございました。
以上です。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 設定は、12時というこ
とで設定されていたということでございますが、当
日、選挙事務は全部終了したのは、じゃ、何時で
すか、ちょっとお伺いします。確認させてくださ
い。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（二ノ宮栄治君） 最終
的な確定が出たのは、12時50分での確定でござい
ます。

以上です。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 12時に目標を設定されたのは、12時40分最終確定ですね。それで、私どもの立会人が帰ってきたのは2時ごろかと思っております。かなりおくれたわけございまして、先ほど委員長が言われましたように、今回は2時間くらい早く設定したと。その中で、新聞報道などを見ますと、前回より70名多いスタッフを投入し取り組んだと。

選挙開票に当たりましては全国的に、やはり市民が早く望んでいるということと経費節減ということを考えまして、運動靴をはいたり、選挙開票作業のために何分で終わるかといった、そういう運動的なものも進んでおられるようでございます。諏訪市においても、もう本当に日本一早い開票ということで取り組んでおられるようでございますし、そういった中で、やはりこういうふうにしておくれたしまったということ、目標より40分もおくれているわけでございますから、原因は何だったかをちょっとお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（二ノ宮栄治君） 先ほど答弁いたしましたとおり、私どものほうでも今回はいろいろ反省を踏まえて工夫をしたわけでございますが、ちなみに前回の11時時点での開票率は28%と、今回の11時時点での開票率は83%ということで、格段に開票率は上がっているわけでございますが、問題は、一つの原因といたしまして、最終確定に近づいたときに、得点関係を集計いたしますコンピューターがダウンした、一つは固まってしまったということでございます。そのようなことの中で、やはり手作業で急遽変更した中で集計をしていったということと、もう一つは、皆

さんご存じのとおり、11時時点、11時半時点で、いわゆる1,000票台、1,100票台というものがかなり固まっていたということで、特に立会人の方々におかれましては、そのいわゆる疑問票、有効・無効の関係の票でございますが、非常に11時過ぎの時点から急遽慎重になった。結局この票で決まってしまうというようなことがございまして、結果的に疑問票が最終的に終わったのが12時半ということで、そのようなことも原因したのではないかと、このように考えてございます。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 今のお話を聞きますと、前回よりかなりの早いスピードで開票率が進んだと。にもかかわらず、最終的にはおくれてしまったということでございます。本当に市民及び候補者等は、もう一秒でも早く結果を知りたい、かたずをのんで待っておったわけでございますので、やはりコンピューターシステムが固まってしまったとか、そういった事態、事故に遭うのはあるかもしれませんが、やはり危機管理能力を高めていただきまして、万全を期して開票作業に当たっていただきたいと思っております。

苦情等について最後の質問になりますが、病院等で行われました不在者投票について、市民から苦情の電話はなかったかどうかお聞きかせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（二ノ宮栄治君） 病院等、いわゆる不在者投票でございますが、これらにつきましても苦情では、いわゆる県の指定を受けていない不在者投票、いわゆる病院等でございますが、それらができないのかとか、もう一つは、病院が決めて投票を行った日にたまたま投票できないで、今からでも投票できないでしょうかとい

うような苦情が数件入っていたと、このように認識しております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） そのような苦情等のほかに、私のところにも匿名の方が電話ございまして、病院で行われる不在者投票について、立会人がいなかったというような声が上がりまして、選挙管理委員会に電話をしたという電話がございました。病院等施設関係において、どのような不在者投票の方法、それがわかりましたらお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（二ノ宮栄治君） 病院というところでありましても、当然、投票管理者、投票立会人、これは1人でございますが、置くことになっております。特に投票立会人については、有権者の中からということで、特に、病院等の職員をお願いしているところが多いようでございますが、外部からではないとだめだというような規定がございませんので、一見すると立会人がいないような形に見えたのかもかもしれませんが、そのような形の中で、今の中では有権者の中からだれが1人を選任すればいいというような形になっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 今の答弁をお聞きしますと、大体病院に任せているんだということでございまして、別にどうのこうの言うつもりもございませんが、やはり期日前、または投票所に行きますと、かなり立会人もしっかりとおりまして、透明性、公平性を担保されて投票されるわけでございますので、そういった意見がある限り、やはり選挙管理委員会は、そういった施設等、病院等に

委託されて投票行為が行われると思いますので、やはりこれも県の選管等と協議していただきまして、今後どうあるべきかというものもしっかりと取り組んでいただきたいと、こう思っております。

る申し上げましたように、大変、今回、選挙に当たりましていろいろなお話をさせていただきました。別に委員長に文句を言っているわけではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

投票率は全国的にも年々落ちているのが現状であります。民主主義の健全な発展を図るためにも、有権者の意識改革、特に若年層の意識改革が必要不可欠であると考えております。各自治体も対策に苦慮しているのではないかと思いますし、当局においても啓発活動にしっかりと取り組んでおられるようであります。その中で、他市で取り組んでおられます事例を申し上げますので、参考にさせていただければと思います。

隣の大田原でございますが、市内全区長をメンバーとする大田原市明るい選挙推進協議会が設置されておりまして、自治会内における各種会合等において、危険防止、投票参加の呼びかけを行うとともに、国政選挙及び知事選挙に限り、投票率の高い自治会を表彰するとして、明るい選挙の推進に尽力をいただいている。

ことしの9月3日のあれですけれども、静岡県静岡市です。静岡市内の投票所では、高校生が市職員と一緒に事務作業に取り組んだ。市選管によると、若者に選挙への関心を高めてもらうのがねらいで、高校生が市の臨時職員として選挙事務に参加するのは全国でも珍しいと。平成7年4月の統一選挙から、地元自治会やインターネットで公募した市民に投票所事務に参加してもらっているが、今回は対象を高校生にまで拡大、地方選挙の投票率が低下する中、将来の有権者である高校

生に社会への関心を高め、選挙を通じて意見を表明する意欲、意識を持ってもらおうという試みだと。この日は3校から99人が参加し、投票所入場券と選挙人名簿と謄本の照会をしたと。

千葉県でございますが、県内市町村の選挙管理委員会は、一斉街頭啓発を実施、投票日の周知と投票参加を呼びかける案内、各地の駅前やスーパーなどでチラシやポケットティッシュ、花粉対策用マスクなどを配布したと。

東京の世田谷区でございますが、投票を呼びかけるピラを挟んだ折り紙セット1万7,500個を用意し、区内の幼稚園や保育所計141カ所で園児らに配ったと。また、ごみ袋1万袋、ウエットティッシュ1万個を用意し、各地の祭りやイベントで啓発活動を行ったということでございます。

間もなく予想されております衆議院議員選挙、そして来年度は参議院議員、そしてその次は県会議員の選挙が控えております。私どもの議員は、毎日が選挙活動、そしてやはり選挙委員会は毎日地道に啓発活動を進めていただきまして、少しでも投票率のアップを図っていただきますよう強く要望しまして、この質問を終わりたいと思います。議長（平山 英君） 質問の途中ではございますが、ここで昼食のために休憩いたします。

午後1時再開いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時00分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） それでは、続きまして質問に入らせていただきます。

ごみ袋有料化に伴うごみ収集の問題点について、4月1日からごみ袋有料化がスタートしましたが、ごみ収集方法について市民の戸惑いがあったと思われるが、以下の点についてお伺いいたします。

収集方法などの変更に伴う市民の声（苦情等）は、どのようなものがあったかをお伺いいたします。

ごみ減量推進員の声はどうだったかお伺いいたします。

、 を踏まえて当局の対応をお伺いします。また、今後の対策の考えをお伺いいたします。

不法投棄等がふえることが懸念されますが、当局の対応・対策をお伺いいたします。

以上4点について質問いたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 14番、中村芳隆議員の市政一般質問の2のごみの有料化に伴う収集の問題点についてということで4点ほどございますので、順次お答えをさせていただきます。

の収集方法などの変更に伴う市民の声（苦情等）は、どのようなものがあったかという点についてお答えをいたします。

4月中旬ぐらいまでは、分別方法、収集地区別収集時間、警告ステッカーを張られた理由、有料化の理由、取り残しに対する苦情、袋の形・値段等の根拠等々、実にさまざまご意見、ご批判、そしていわゆる苦情が電話で、また直接窓口に毎日毎日寄せられました。

4月中旬、連休明けになりますと、電話の内容が幾分変化をしまいいりまして、主に分別方法、出し方、警告ステッカーの理由、ステーションに残されたごみの処理方法になり、袋の形や値段に関するものは少なくなっただけで、さらに、5月中旬からは、電話等の数も極端に減りまして、

ほとんどが分別方法と出し方に対する問い合わせとなっておりま

次に、のごみ減量推進員の声はどうだったかについてお答えをいたします。

ごみ減量推進員は、毎朝、自主的に各ステーションを巡回されるなど、地域に新しいごみ処理制度がなじむようご尽力をいただいたところであります。

意見といたしましては、分別方法の再確認やボランティア袋の使用

方法、ステーションの利用者以外による投げ込みに対する対策などでありました。今後も地域のリーダーとしてご協力をいた

だくとともに、ご活躍を期待しております。についてでございますけれども、を踏まえまして、

当局の対応と今後の対策の考え方についてお答えをいたします。市の対応につきましては、多くの問い合わせや意見、苦情に対しまして、現場に行かなければならない案件は、現場に出向き現状を把握し、また電話や窓口については、真摯に説明してご理解をいただくよう努めてまいりました。

また、国の緊急雇用創出事業補助金を活用し、シルバー人材センターにステーションでのごみ分別指導や不法投棄の監視等を委託いたしました。

さらに、収集の再確認をするため委託業者との話し合いを行い、情報を交換し、統一した体制を整えてまいりました。今後も定期的に話し合いをする機会を設けてまいります。

さらに、ごみの減量・資源化向上を図るための広報紙やパンフレット、出前講座などあらゆる機会を通しまして、より多くの市民の皆さんにご理解が得られるよう努力をしております。

の不法投棄等がふえることが懸念されますが、当局の対応・対策についてお答えをいたします。

ごみの有料化に伴って家庭ごみの不法投棄がふえたという苦情は、現在のところ届いておりません。しかし、今後も引き続き、ごみ減量推進員と連携をとりながら、シルバー人材センターへのごみ監視員の委託、廃棄物監視員によるパトロールの実施を行ってまいります。

また、新たに監視カメラを設置するとともに、例年自治会等での協力を得て実施をいただいております市民一斉美化運動を今年度から不法投棄撲滅運動と位置づけ、多くの市民の協力のもと不法投棄物の一斉回収を行い、地域環境の美化と資源の有効利用を図ってまいります。

今後も市民の皆さんのご協力をいただきながら、不法投棄を許さない環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） それでは、再質問いたしたいと思

います。1から4まで関連がありますので、一括して質問してまいりたいと思

います。4月1日から始まったごみ袋有料化に伴うごみ収集については、ごみ分別事典やごみ出しカレンダーが各家庭に配布されてはおりましても、各家庭でも、今までなれ親しんでいたシステムが大きく変わったので、戸惑いもあったのではないかと

思っております。特に高齢者などは大変ではなかったかと思われるところであります。先ほど答弁では、4月中旬ぐらいまでは、分別方法や有料化の理由などさまざまな意見や苦情が電話や窓口

に毎日寄せられたということですが、4月中旬からは極端に減ってきたということですが、2カ月ぐらい経過した中でシステムが理解されてきているのではないかと

挙がございまして、市民の皆様方からごみ袋の有料化等の苦情をたくさんいただきました。私はそのたびに、ごみ処理計画の基本理念であります、環境にやさしい持続可能なまちを目指してということで、ごみ処理費用の公平化、そしてごみの減量、資源化の意識づけ等をやる説明して、市民の皆さんに理解を求めたところであります。本当に大変苦慮をいたしたところでありますが、市民の皆さんにこの公平化や資源化の意識づけを周知不足ではないかと思われませんが、環境部長、どうですか。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

我々のほうとしても最大限努力をしてきたつもりではありますが、確かに4月を迎えまして、環境対策課が直接の担当課ですが、そこも、ただ、隣の環境管理課のほうまで電話が回って、実務担当者は4人で対応するわけなんです、それも全然足りないで、いろんな職員が対応しました。そういう意味では、まだまだ周知が足らなかったんだというふうに反省をしております。

その去年の秋以降の時点では、職員数等の問題で、毎日のように説明会に出歩いていまして、物理的にちょっと、人数、それ以上のことはできなかったということで、やむを得なかったとは思いますが、結果として足らなかったということで、これを踏まえまして、せっかくご委嘱いたしましてごみ減量推進員制度を新しく立ち上げてきましたので、そういう方たちは生の現場を踏まえてお話をいただきますので、そういうところとよく協調をしながら、市民にきめ細かに啓発できるような内容で展開していきたいというふうに思っております。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） そのように地道に取り組んでいただければ理解が深まるのではないかと思っております。

それでは次に、ごみの収集について何点かお聞きしたいと思っております。

現在、週5日、ごみの分別収集となっておりますが、分別するのはわかりますが、以前の週3回の収集から5回になった経過がわからないので、ちょっと説明を聞かせてください。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

ごみの収集関係で可燃関係は、以前から週2回、合併前の旧3市町とも同じだったと思いますが、資源等の扱いにおいて、それぞれ収集日の設定がまちまちだったというふうなことであります。それがありまして、特に黒磯地区については、資源のごみの出し方について、ある程度いろんな種類を一度に出していいというスタイルで、回収業者のほうで工夫をして回収をし、市側で分別のほうもかなり努力をしていたという流れであります。

今般、回収の効率化という観点で我々も考えまして、市民の方々にもある程度協力していただいて、経費節減等も含めて、また、より有効な資源化に持っていくためにも、ある程度細かな収集日を設定し、細かくすれば集めやすくなるということにもなりますので、そういう協力をいただいた形で細かく5日間になったというふうになりました。

例えば紙とペットボトルが同じ日に出されて、資源だから同じだということですが、実際はまとめて出すと、車の中で分けるか、車を何台か連ねて歩くか、そういう形で収集をしなくちゃなりませんけれども、ごみ収集経費の節減というの一方の我々の命題でございましたので、でき

る限り単一の車で全部賄えれば委託経費がかなり安くなるぞということで、パッカー車という指定をさせていただきました。平ボディの車のほうが資源ごみを集めやすいという部分もあったとは思いますが、両方持っているとその分効率が悪いということもありまして、そういうことで、経費を安くするためにやった部分もあります。

そういう意味では、市民の方々に、ごみ分別等々にあっては、市民との協働という部分で、市民にある程度ご負担いただいたということだと思います。当然、その分、我々もいろんな分野で努力をしていかなくちゃならないという自覚も含めて、市民の方には確かに面倒だという苦情も承っておりますが、そういう意味でご理解をいただいて、今のところ、だんだんなじんできたのかなというふうに理解をしております。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 説明を聞いて理解はするところでございますが、効率化を図っていったということでございますが、現実に私どものごみステーションを利用される方なんです、やはり量が非常に少なくなってきたということが結果的に出ておるようでございます。そんな中で、市内全域、量が少なく、週1回だったものが週に3回のわけですから、当然、出すほうも少なくなってくるのはわかりますが、少なくなってきたのにもかかわらず、毎回、そういうパッカー車ですか、回って歩かなければいけない事態になってまいりますので、かえて、このステーションにはきょうは出ていないだろうという予測もできないので、必ず回りますね。そうしますと、非常に環境を重視する中で、それまでに、車でですからガソリンをたいていくわけでございますので、効率はよくなったけれども環境には負荷がかかってしまうんじゃないかと、そう懸念することも考えられました

ので、そんな質問をさせていただいたわけでした。

いずれにしても、現在始まったばかりでございますので、そういったものも考えながら今後取り組んでいただきたいと思います。

次に、不燃ごみ袋を30・と20・の2種類が販売されているわけでございますが、コップや茶わんを割ってしまって少量で出したいという家庭があった場合、もっと小さい袋があればいいんだけなというものは、若干、市民の声が聞こえたもので、小さい袋もつくる考えはあるかどうか、ちょっとお聞かせください。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

ごみ有料化の市町村は全国で6割ぐらいありますから、いろんなパターンでごみ袋も用意しております。那須塩原市もスタートするに当たって、どのぐらいの量のものがいいかということで検討しました。10・というものについても、またはもっとちっちゃいのもというようないろんな検討をしたんですが、全部を調べ切ったわけじゃありませんけれども、小さいものも用意してスタートしたんだけど、結果としてなかなか利用していただけなかったの、それはやめていますというような参考意見を聞いたり、ある程度ご自宅にためていただいてまとめて出していただくのも、ごみの袋自体ももったいないということになりますので、ちょっとだけ入れてぼんと出さないでまとめていただきたいということで、ある程度、ごみの袋の種類を絞らせていただきました。

あと、その取り扱い店どこへ買いに行っても、全種類置いていないと、ここのところは小さいのは置いてない、ここは中しか置いていないではお客様が大変迷惑なので、取り扱い店には、全種類

置くようにということで今指導になっております。そういう意味で、いろんな種類があればあるほど小売店の取り扱いが大変だということもありまして、今でもまだちょっと、大だけで勘弁してくれませんかというご意見もいただくぐらい、一番出るのは、可燃ゴミは特に大なんです、そう言わず、確かに単身世帯等々、高齢者の単身・2人世帯等もゴミが少ないということで、小さなゴミの袋の要望等もあります。それにつきましては、もう少し様子を見させていただいて検討させていただきたいと思いますが、当面、今年度はこの形でいきたいと思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 理解いたしました。

そんな中で、これはゴミ減量推進員の方からお聞きしたわけですが、コップや茶わん、これは資源物なんです。そうしますと、透明な袋であれば市販されている袋でいいわけですね。そんな感じで、理解不足と申しましょうか、そういったもので勘違いされているのかどうかわかりませんが、ちょっとその点についてお聞かせください。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

違う指摘をするようで大変申しわけないですが、茶わんは大体瀬戸物か何かでできていると思うので、これは不燃物に入れて有料の袋に入れていただかないとだめなんですけれども、ガラス類関係は確かに割れやすいですね。瓶でも、ちょっと割れちゃった、割れると資源じゃないというふうな発想になるんですけれども、そのままリターンで使うならそれはだめなんですけれども、リターンで使えなくて、最後は細かくして、それで

売る形に実際なっていくから、たとえ割れても資源になりますので、資源物は無料の透明袋、半透明袋に入れて出していくという2通りあると思いますので、ここに分別事典等で確認をしていただいで出していただくと大変ありがたいと思います。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 私もそうして事典をちょっと見させていただいたりしまして勉強させていただいたんですが、推進員の方から、理解していないようなこういう意見が出るくらいですから、やはりお互いに理解不足があると思いますので、そんなものも周知徹底していただければと思っております。

次に、先ほど答弁の中に入っております、国の緊急雇用創出事業補助金が活用されて、シルバー人材センターにステーションのゴミの分別指導や不法投棄の監視等を委託と言われておりましたが、私どもではこれは、ゴミ減量推進員もおりますし、そうした中で、このシルバー人材センターに委託ということでございまして、業務の内容の違いについて、ちょっと詳しくお聞かせください。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

ゴミ減量推進員さんは、若干の報酬をお支払いいたしますけれども、基本的にはボランティアということで、毎日のようにステーションに1時間ないし2時間とかという形で張りついでいただいたり巡視していただいたりという想定はなかなかできない。ある程度時間のある範囲で回っていただくということで、指導とか一部監視については、確かに業務上重なっている部分があると思います。ただし、先ほど言いましたように、住民の方ですから、朝の忙しいときに、サラリーマンの方はな

かなか見て歩けないということもありまして、ちょうど出す時点にはいられない。そういうものをカバーする意味もありまして、特にスタート時点はいろいろトラブルがあるだろうということで、2人1組にして、同じところにずっとついていくというわけにはいきませんが、ある程度周りながら地区を決めて、こまめにステーションに張りついていただいて、ご指導をしたりアドバイスをしたり、間違っていれば持ち帰ってもらうということも多分あったと思いますけれども、そのようにしていただいたと同時に、あとはもう大体朝のうちに排出が出てしまいますので、その後につきましては、道路に散乱していたごみ、不法投棄という部分になるとは思いますけれども、そういうものも回収していただくということで、一部、大分まちなかがきれいになってきたというお話もちちらのほうの耳に届いておりますし、そういう意味ではシルバーの方もいろいろ前向きに、もちろん仕事という部分はありますけれども、取り組んでいただいたのかなというふうに評価をしております。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） わかりました。その中で、じゃ、シルバー人材センターの委託業務の中に、時間があれば不法投棄に近いような地域の環境美化のためには回収作業も行っているという理解でよろしいわけですね。

そうしますと全市的に行われていると思いますので、人間的な体制、それと期間、いつまでこういう体制をとっていくのかといったものをお聞かせください。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

一応、全員で50人、それで内訳になりますが、

黒磯地区が24人、西那須野地区が20名、塩原地区が6名でそれぞれ対応していただいています。委託期間につきましては、4月1日から9月30日までということで半年、月曜日から金曜日まで活動していただくというふうな形をお願いしております。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） そうしますと、この委託、政府の補助金等々を活用されていると思いますが、その資金を9月で使い切るという感じでよろしいのかどうかわかりませんが、そういった雇用創出補助金が切れた場合には今後どういう取り組みをしていくか、ちょっとお聞かせください。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

基本的には、国の緊急雇用対策のお金があると、我々のほうで分別関係が4月2日ちょうど切りかわると、そういう仕事があるということで、うまく今回は利用させていただきましたが、先ほど市長のほうから答弁しましたように、ある程度落ちついてきているということもありまして、目的が、半年もあれば大体済むのかなという部分もあります。

ですから、ずっとこの後、この50人体制は、市単独の事業なり、今度、国のほうもまた基金を設けて、不法投棄も対象になりそうな基金ができそうな話も届いていますけれども、そういうものの利用をするべきかどうか、そういう判断ももちろんしなくちゃならないとは思いますが、基本的にこれだけの大量の人間をずっと継続してやるんじゃないくて、できればごみ減量推進員さんなり、ごみステーションの責任者なり、そういう方たちとうまく連携をしながら、経費はある程度少なくなるような方向で展開していきたいなと思っており

ます。

ただ、また、かつ、現在も大分もうステーション自体の監視は、ある程度目的は達しつつありますので、少し仕事の内容の転換をすることも必要かなと、不法投棄の回収、そちらにももう少し協力してもらおうかなと、そんな話し合いも今後持ちましょうということで、その準備をしているところでございます。半年もなる前に、ある程度、今の体制、内容が少し転換をし、その後、また先についてはもう少し検討しなくちゃなりませんけれども、このまま引き続きやっていくというような想定ではありません。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） そうしますと、9月ぐらゐをめぐりに従前の体制に持っていくと、あと、ごみ推進員の方にお任せするという形になっていくかと思えます。

先ほども申されましたように、分譲地等の不法投棄、これは4月以前のものでございますから、これからの不法投棄の回収ではないんですが、そういったものに、正直に申しまして税金で行っているような形になってしまいますので、ごみを不法投棄した方の責任の所在をどう考えていくかといったものも、今後大きな問題になろうかと思っております。

これからどう不法投棄がふえていくかどうかはまだ未知数でございますが、やはり現在不法投棄されている方は、本来でしたら自分の敷地内のもは自分で回収して清掃するというのが一般常識でございますが、そんな中で、こういうふうにして雇用を創出するためのシルバー人材センターを使つての回収ということも、これは理解はできますが、そういったものも懸念の材料になってまゐるのではなからうかと私は心配するところでございますが、その件についてはどうございませ

ようか。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

ちょっと話がずれる部分もありますけれども、先ほど関係自治会のお世話になりまして、市内のごみの一斉清掃ということで実施をしていただきました。これは不法投棄の撲滅という意味合いも込めて実施をしたわけですが、大変ありがたいことに、ちょっと記憶で定かではありませんが、3万3,000kgぐらゐは多分収集になったんだと思うんですけども、そういう部分は、民地と公共道路沿いのどちにあるかという中で、民地側の部分も当然拾ってきていただいて、地域の美化という点で協力をしていただいたということで、個人の部分は本来個人、確かにご質問のように、土地所有者が責任を持ってすべてやるということなんですが、なかなかできない部分、また気づかない部分は、地域住民の方に、そういう道路沿いでも収集をやっていただいたことがあります。

そういう意味も含めまして、今回、シルバー人材の人にも、ある程度、道路沿い、民地側に入っている、道路から見て余りにも汚く見えれば、那須塩原って汚いところだというふうなイメージダウンにもなりますので、また、我々も日ごろ生活するのに不愉快でありますから、そういうものは拾っていただいたというふうな思ひます。

基本的には、あくまでも法律上、建前から言えば、土地所有者というか、その土地の管理者が責任を持ってやるということを前提に、かつ、不法投棄したものについては、我々も中を開いて確認をして特定できれば、これは警察と協力をしてやったり、または本人に連絡をして、ごみをその場まで回収に来いと、立ち会うからということで

厳しくやっている事例もありますし、厳しいところと、常識で皆さんの善意を当てにして市民の協力をもらいながらといろんな分野で、不法投棄がなくなるように努力していきたいというふうに思っております。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 了解いたしました。

不法投棄等につきましては、現在のところ、先ほど答弁では見当たらないということですが、野焼きをする家庭が以前よりちょっとふえたかなという感じがいたしております。

また、これから夏を迎え、行楽シーズンとともに不法投棄もふえることが予測されますので、今後とも注意をしていっていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、まだ始まって2カ月余りであります。市民からいろいろな意見や苦情等を真摯に受けとめまして、今後改善されるべきは課題といたしましてしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

私もこの1年間の推移をしっかりと見きわめながら、来年の6月ごろには、もう一度質問の機会があればそういった点について質問させていただきたいと思っております。

最後になりますが、有料ごみ袋の収入についてであります。ごみの減量や資源化のための事業に優先的に使用されると言われておりますが、市民の皆様方に、環境にやさしい持続可能なまちづくりのために、何々、こういうものに使えますよとか、ああいうものに使えますよといったものを事前に市民の方にお示しすることによって、有料化の理解が深まるのではないかと思いますので、早急に提示していただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、このごみ有料化の真の理念というものがまだまだ市民に深く浸透し

ていないと思われまので、さらなる啓蒙活動を続けていただきますよう強く要望しまして、私の一般質問を終わりといたします。

議長（平山 英君） 以上で、14番、中村芳隆君の市政一般質問は終了いたしました。

山本 はるひ 君

議長（平山 英君） 次に、24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、議席番号24番、山本はるひでございます。通告に従いまして市政一般質問を行います。

質問事項は2点ございますが、まず最初に、補助金の見直しについて。

補助金の見直しは、行財政改革と市民協働の2つの視点に立って行われるべきものと考えております。平成20年度は、200団体に11億円余りの市単独補助金が予算計上されております。市単独補助金の支出については、合併後見直しをすることで、固定化、既得権化されがちなものを本来の意義や必要性に照らし合わせ十分に検討すべきとなっていて、このたびその見直しの考え方が示されております。

そこで質問になります。

市単独補助金については、今年度から統一した交付基準を設け、申請を受け付けるということですが、所管課の受け付け、確認、調整、団体への説明はどういった方法で行うのかについてお伺いいたします。

平成20年度に補助金を交付されている団体のうち、那須塩原市になってから継続して交付している団体はどれほどあるのかについてお伺いいたします。

平成21年度もおよそ11億円の予算となっております。

りますが、見直し後の補助金の総額をどれほどと見込んでいるのかについて伺います。

市単独補助金交付は運営補助金という色合いが強いものが多いのですが、団体の運営安定についての期間をどれくらいと想定しているのかについて伺います。

交付基準（審査基準）はほとんどが言葉で書かれているのですが、具体的な数字を示しての審査をするのかしないのかについてお伺いいたします。

設置されるという補助金審査会について、どのようなものなのかについてお伺いいたします。議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 24番、山本はるひ議員の市政一般質問にお答えをいたします。

の補助金の見直しについてでございますけれども、 から まであるわけでございますけれども、総括して一つとしてお答えをさせていただきます。

市単独補助金の見直しに関するご質問でございますけれども、まず、市単独補助金の交付団体への調整、説明等についてであります。補助金を所管する課は、受け付け時において補助金の交付基準に適合しているかどうかの確認、調整を行います。所管課では基準適合と判断した補助金につきましては、所管課から申請団体に通知することになります。なお、基準に不適合と判断されたものにつきましては、申請交付の保留をする場合もございます。

次に、那須塩原市になってから継続して交付している団体はということでお尋ねがありますが、平成20年度の交付団体は、合併前からほとんどすべての団体が継続して交付を受けております。

また、見直し直後の補助金の総額はどのくらいとの質問でございますが、あくまでも補助対象となる事業、団体の活動が公益性を有し、公金による補助が必要かどうかを審査するものでありまして、補助金の削減を前提に行うものではございません。したがって、見直し後の総額や減額の予定額等をもって見直すものでもございません。

次に、補助対象となる団体の運営安定の期間はどう見込んでいるのかにつきましてですが、これは事業目的の達成度や継続の必要性により判断されるものと考えております。

また、具体的な数字を示して審査をとのことでありますが、約200件の補助金につきましては、その内容は多種多様であります。公益性の判断は数字だけでは割り切れない点がございまして、したがって、事務事業評価を踏まえて、補助対象となっている内容について審査をしていただく予定でございます。

最後に、補助金審査会についてでございますが、委員の任期を3年といたしまして、民間の学識経験者等5名により構成する予定であり、審査会の役割といたしましては、補助金の交付基準、すなわち目的妥当性、公益性、有効性、効率性、公平性について、見直しの方向性について判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、お答えが一括でしたので、質問のほうも一括で行いたいと思います。

まず、那須塩原市になってから補助金を交付されている団体についての継続のこの2番目のことなんですけれども、このおよそ5年、4年半の間に新たに申請をしてきたという団体があるのかどうかについてお伺いしたいです。

それから、補助金申請をするに当たって、どこかホームページなり、あるいは広報なりでお知らせをしていることがあるのかについて伺いたいと思います。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 新たに補助金の申請をした団体があるかどうかということですが、隔年の補助金等々は、毎年継続しているということではありませんので、イベントなんかの場合に、ことしはやるけれども来年はやらないというふうなことについては、新たな申請団体というふうには考えております。

それから、申請する団体に、こういう補助金がありますよというようなPR等は現在はおしておりません。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 補助金の見直しの考え方についてというものは、先月、ホームページに出されております。その目的を見ますと、その一番最初に書いてあるものが、市民と行政との協働を進める上でというような言葉が一番最初の文言に出ております。そういうことから言いますと、200の団体に出ているその補助金の交付している団体について、余りずっと5年以上続けて出しているとか、それから、イベントではないものについては、多分それほど変わっていない、そして宣伝というか、そういうものがありますよということを知らせていないということは、この見直しの目的からすると少し整合性がないのではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 見直しの目的については、先ほど市長のほうで答弁したように、適正に実施されているかどうかということをお判断することによってございまして、その中には、例えば類

似団体であるとか、もう目的が失われているような、当時は目的に合致していたんでしょうけれども、今となりますと時代性に合っていないんじゃないかというような団体もございまして、そういうところは類似団体として統合していただくか、廃止をしていただくというような形になるかと思うんです。そういうふうになった段階で新たに、市として公益上必要があるような団体には、そういう団体に支出していた補助金を違う団体に支出するということもありますので、すべてがお知らせをしているということではないというふうに思っております。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） そういたしますと、今、執行部のほうからいただきました資料を見ますと、19年、20年、21年度というふうに、一応、どこにどのくらい出したかという資料をいただいているのですが、その中で何か具体的に、今、部長がおっしゃったような基準で変わったものがあれば、何か例をお知らせしていただきたいと思います。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 今のご質問なんですけれども、これから見直しをしていくということでありまして、200の事業を3年間をかけた見直しをしていくということです。基準の方法を決めまして、基準に合っているかどうかということで見直ししていくわけでございますので、変わった点というのはその後に出てくるものなのかなという気はいたしております。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） わかりました。

先ほど補助金の額を減らすことが目的ではないというふうにお答えいただいたんですが、限られた財源の中で、ほかの補助金以外のいろいろな支出に関して、非常に厳しい予算になっていると思

います。補助金交付に対しても、やはり配分する額というものをきちっと念頭に置くべきだと思っております。

どんなに公益性があっても必要だというふうに言っても、補助金というのは多分、市の予算の中では自由裁量であるものだと思いますので、その義務的な支出を減らしているような中で、他の歳出に優先して総額の削減をやはり目指す必要があるのではないかと思います。その点に関してはいかがでしょうか。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 先ほど議員のほうからありましたように、この見直しに関しましては、行政改革大綱に基づいて、そのプランという中に、目的、それからやるべきことというのが明記されています。その中の文章を読み上げますと、すべての補助金の必要性について見直すと。見直しに当たっては、補助金を検討する組織を立ち上げるというようなことをごさいます。その効果としては、交付予算の確保でありますし、財源の効果的な配分と健全財政の確保というのが効果ということで集中プランの中に挙げておりますので、このプランに沿った形で見直しをしていきたいというふうには思っております。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 先ほどのお答えの中で、その公益性を有し、そしてそこに公金による補助が必要かどうかを審査するものであって、補助金の削減を前提に行うものではないというふうにおっしゃったと思うんです。今のお答えでもそんなんですが、物を、つまり200の補助金を、基準がないまま渡していた補助金についてこれから審査をする。そこに、交付基準にほとんど数字が入っていないという状態の中で、そうすると一つ一つの補助金について、個々それぞれについて何か基

準があるだけなんだろうなというふうに思われますので、その中で総額としてやはり減らすというように目的がなければ、この行財政大綱に基づいても減っていかないのではないかと懸念するんですが、その辺についてはいかがなものでしょうか。議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 先ほど来、お話をしておりますように、結果として補助金が削減になる場合もあるというふうに思いますけれども、削減を目的に見直しているのではない、あくまでも時代性に合っているかどうか、公益性に合うか、税金を投入してやっていただく補助なのかというような観点からもう一度見直すということがございます。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 市の予算を立てるに当たって、今まで何年か見ておりましたが、どちらかというところと一斉に何割削減みたいなものがあつたと思うんです。そうしますと、この補助金、中身を見ますと、本当に基準がないだけに、私から見ると、なぜここにこれだけ出して、なぜここにこれだけなのかみたいなものがよくわからないものもござります。それをこれから見直しをするにしても、きちとした数字が出ていない中で、減らすことが目的でないと言ったならば、やはりそのまま続くのではないかと懸念があります。

確かに必要なものには出さなければいけない。けれども、補助金、こういう特に運営補助金とか、イベントなどは除くとして、あるいは外郭団体に対する補助金は除くとして、運営補助金とか事業補助金などについて、今の部長のような考え方だと、余りやはり減らないのではないかなと、減らなくていいのかというふうには私は思うんですが、その点、部長の考え方をお示しいただきたいと思っております。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 1番から6番までの総括した質問ということですので、審査会のお話と一緒に含まれているのかなというような感じがいたしますけれども、整理をさせていただくと、まず、200の事業の中で見直し基準をつくったというのは、すべての事業に対して見直し基準をつくって、担当課が受け付けをする場合に、その基準に沿って審査をしていただいて、その内容が不備な点があれば、判断を留保をするとか、調整していただくかというような形で、すべての事業は、この見直し基準によって、受け付けの段階で初めのスクリーンを通るといような考え方でございます。

それと、番のほうで議員からお尋ねがありました審査会というものは、この200のうち、3年間をかけて3つに分けて審査員の方々にそれぞれまた審査をしていただくわけですが、その際は、やはり我々行政の目ではなくて一般の方々の目、学識経験のある方も含みますけれども、そういう方のスクリーンを通して、そのときにはまだはっきり決まっておりませんが、数字的な点数をつけたり、そういったところで検討していただく。

そういう中で、ホームページにも載っていたかと思うんですが、見直しの方向性としては、事業を継続すべきものなのか、それから改善すべきものなのか、減額すべきものなのか、廃止すべきものなのかというような4つの方向性で、審査会では審査をしていただくということになっております。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 先ほどの5番目の質問の中で、公益性のその判定は、数字だけでは割り切れない点もあるというふうにお答えになったと思うんですが、大変申しわけないですが、割り切

れる点もあるというふうに思います。割り切れる点、つまり数字で出すものがありましたら教えていただきたいと思います。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 先ほど来、担当課のほうで第1回目の審査をする際に、この事業についての事業評価というのをやっております。事業評価の中ではすべて、目的達成の指標であるとかそういった数字を挙げておりますので、例えばイベントであれば、参加人数が年々ふえているのか減っているのかと、目的とするマキシムの参加人数はどのぐらいを予定しているのかというような数字を挙げて事務事業評価をやっておりますので、すべてそういった事務事業評価を経て審査会にかけるというふうな考え方でおります。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 前回もこの質問を18年と20年にもしているんですが、そのときに当時の部長は、補助金の問題になっているというものは、例えばその決算をしたときに残っているお金が補助金の額よりも多いとか、それが一番多かったかな、そういうようなところが非常に問題になっているんだというふうにおっしゃったと思うんです。

そうしますと、この交付基準の中の例えば有効性とか効率性とか妥当性、公益性と書いてありますけれども、その補助率が適切であるかとか、会計処理を読む人が適切であるかというときに、その各団体の会計の決算をしたときの、じゃ、全体の決算でどのぐらいの例えば割合でその補助を出したらいいのかとか、あるいは会費に対して補助金というのはどのぐらいの額であればいいのかというような数字がきちんとなければ、窓口でそれぞれの担当課、多分27の担当課が200に対してあったと思うんですが、その窓口の担当者が非常に

その判断に迷うのではないかと思います。

先ほどのお答えがあったように、今までほとんど継続して、つまり補助を出しているということは、その窓口申請に来た方は、今までと同じであれば補助金を交付してもらえるだろうというような気持ちでやはりいらっしゃると思いますので、そういう、先ほど言ったような補助金の率、決算に対しての率とか会費に関してどのくらいとか、あるいはそういう繰越金がどうであればというような基準を示していただくことが必要で、それをきちんとこの補助金見直しの考え方の中に入れていただかないとわかりにくいと思います。その辺はどうしていくおつもりなのか、お尋ねしたいと思います。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 逆説的な説明になるかと思うんですけども、補助申請団体の補助金の額を決めるのは行政側ではありませんで、申請する団体側が、この事業に、どれだけの事業であって、どういう事業をどういうふうにするから、会費がこのぐらいあって、どうしてもこの分だけは市の公益上必要だと思われるので、この額は補助金として申請をしてくださいというような形になるのではないかとこのように思うんです。

こちらから、初めから会員が100名のところはこれだけですよとか、そういうような枠をはめた形で補助金を決めるということではなくて、自分たちが、これだけやるのでこれだけの補助が必要なんだということを明確にさせていただくということが、今回の補助金の見直しの中にも入っておりますし、18年度から議員はご質問されているということですが、本来、この補助金見直しは平成20年にやるわけでありました。1年間おくれたその理由は、事務事業評価を確実にやって、今言われたようなことをしっかりと評価していこう

ということで、21年度にずれたということでございますので、その趣旨をご理解いただければというふうに思います。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 今のお答えからしますと、事業補助金についてはそういうものかなというふうに思うんですが、この200の中には、明らかに運営補助金でずっと続けているというようなものがあります。そのように書いてございますので。

そもそも運営補助金というのは、その団体が運営をしていく上で、新しく立ち上げた団体であれば、最初の2年か3年は足腰が弱いので、その分に補助をしてくださいということだと思いますが、それがずっと継続して5年、10年、これは今、那須塩原市になってからということをお聞きいたしました。実を言うと、その合併以前から続いているものがたくさんございます。そういうところで10年、あるいは20年、運営補助金というふうにしてお金を交付しているところがあります。それに関して今のお答えではちょっと納得できないところがあるんですが、運営補助金ということに限った場合についてはどのようにお考えかお尋ねいたします。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 平成20年ですけども、団体運営の補助ということで60件いたしております。額的には4億5,000万というところがございます。この中には、市のほうが本来やるべきものを団体にお願ひしてやっていたような団体もございまして、単に団体運営が、議員おっしゃるように、長年続いているというような団体もございまして、一概に団体の運営のための期間がどうこうということは言えませんが、これについても、繰り返しになりますけれども、

基準の中で今後見直していくということがございますので、その辺のところの答弁ということにさせていただきますと思います。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 今、運営補助金については、市からお願いをして、していただいているものがあるというふうにおっしゃいましたが、そういたしますと、それは補助金ではなくて委託金として交付したほうがいいというようなものもあるのではないかと思います。そういうものについて、つまり補助金ではない部分で出すべきだというようなことについても見直しの中に入っているというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 補助金と交付金の違いは、今、議員おっしゃられたように、交付金は市が委託をしているものに対して交付するというところでございまして、補助金はそういったことではなくて、特定の事業であるとか研究等に助成するために、公益上必要がある場合に出すというふうなことでございます。

交付金と補助金を見直すというようなことがあるのかということですが、先ほど整理させていただきましたように、担当課のほうでまずは第一義的に交付金なのか補助金なのかということは審査をするというふうな形になりますし、二次的な審査会の中でも、団体のあり方、交付金がいいのか補助金がいいのかというふうなところまで踏み込めるかどうかわかりませんが、出すほうとしては、この交付金と補助金の趣旨に沿った形で出すというのが当然のことだということに思っております。

ただ、今、団体運営の中で、100%団体運営で出しているということを言いましたけれども、事業の考え方なんです。すべての事業を網羅した中

の補助が全部ということではないというようなこともありますし、1つの事業だけをとって補助金を出しているというふうなところもあります。例えば、福祉団体なんかの場合に、市の人件費そのものは市のほうから人件費分として出しているものもありますので、それは100%補助というようなことにカウントはされてしまうというふうなところなので、その団体の内容そのものを見ないと、100%補助なのかどうかというものはわからないというふうなところでございます。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 今、補助金の見直しについては、おくれているとはいえ、今年度もやっていくんだということで、あと3年間をかけていくということであります。

一番最初にその審査をするという受け付けをする、その27の各課で対応するわけですよね。その各課の方たちは、今、ここに見直しの考え方の中で、私からすると、余り数字が入っていないものですから、受け取り方によっては非常にあいまいなところがあるというように感じるんですが、それでも受け付けをしていく。そうすると、その受け付けをした中で、先ほど保留をするものもあるということがございましたけれども、今現在、21年度の受け付けを始めているんだと思います。補助金、そんなに年度の終わりのほうで出すものではないと思いますので、今の時点でかなりのものが申請を受け付けていると思うんですが、実際のところ、この段階で保留したものがあるのか、あるいは今までと違って、ここをこうしなさいというようなことで何か問題が起きているようなことがあるのかということで、何かあればお知らせいただきたいと思います。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 財政担当として、補助

金を留保しているとか指導しているということは、情報は今のところ聞いておりません。

議長（平山 英君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 補助金のその見直しの考え方について、少し誤解するところもあったり、わかりにくい、自分の中で整理されていない部分があったんですけれども、以前、黒磯市で見直しをしたとき、考え方は同じような形でこれからやっていくんだというようなところは理解いたしました。減額ありきではないということではありますけれども、本当に必要なところ、それから必要でないところに対して、きちっとしたやっぱり精査をしていただきたいと思っています。

それで、1つだけ確認の意味で、運営補助金に関しては、市によっては、つまり運営をしていくというのは、団体が成熟していくためなので、3年なり5年なりでその運営補助金というものについてはもうすべて終わりにするんだというような考え方があるというようなことを知りました。那須塩原市に関しては、その辺の、つまり補助の終わり、運営補助金の終わりというようなものに対する考え方があるのかどうか、その1点をお尋ねしたいと思います。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 運営補助については、担当課のほうでの判断ということになりますけれ

ども、基本的には、先ほど申し上げましたように、事務事業評価の中で、その団体が目的に達したのかどうか、また、今どの程度まで要るのかというような指標もありますし、そういった事務事業評価を経て判断をするということになるというふうに思います。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） わかりました。ぜひ担当のその課のほうで、その事業が本当に例えば運営費がなくなってもきちっと団体としてやっていけるようなものなのかということの判断をしていただきたいと思います。

最後に、補助金審査会についてなんですが、任期が3年で、民間学識者等とおっしゃいましたが、5人で立ち上げるということなんですが、具体的にそれがもう立ち上がりつつあるのか、あるいは民間学識者というような方が一応どのような方なのかだけお伺いして終わりにしたいと思います。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 審査会の内容ですけれども、先ほど申しましたように、3年間で200の事業を3分割して見ていくというふうなことでございますので、本年度は56の事業を見直すというところでございます。56の事業については、もう既に事務事業評価等々が終わっておりまして、今度立ち上げます審査会のほうにかけていくという形になります。この56については、22年度の予算に反映していくということになります。

それで、ご質問の審査会の委員の選出等々についてですけれども、この補助金の見直し、当初申し上げましたように、行財政改革の形の中で見直す形になってきましたので、委員としては、行革懇談会の方も入っていただくと。それと同時に、税の専門の方、それから団体の方というふうな今のところ考えておりますけれども、いずれの方々

も市内の方々から選びたいと思っておりますし、いずれの補助団体にも属さない方というふうなところから5人の方を選びたいというふうに考えております。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） ありがとうございます。

ぜひその補助を交付されている団体が、公益性、有効性、効率性、そして公平性に照らしてきちっとした見直しができ、その補助の11億円という今出しているお金が有効に使われることを願って、この項は終わります。

2番目に入ります。2番目、公共施設の利用のしやすさと使用料のあり方について。

市内には、公民館、スポーツ施設など多様な公共施設があり、生涯学習や地域づくり、健康づくり、スポーツなどの拠点として市民に広く活用されています。

そこでお尋ねいたします。

公共施設、ここでは主に公民館と体育の施設というふうに考えていただきたいと思います。その公共施設を利用するに当たっては事前の申し込みが必要になりますが、その申し込みの方法はどのようなになっているのかお伺いします。

そして、その申請書の様式は各公民館なり体育施設で統一してあるのかどうかについてお尋ねいたします。

公民館については、利用できる時間が午前9時から午後10時（利用状況により閉館時間が変わることがあります）というふうに、公民館のところのホームページには記載されておりますが、実際、各公民館での閉館時間はどうなっているのかについてお尋ねいたします。

公共施設には、使用料を徴収するところと無料のところがあります。ホームページでは、公民

館は無料で使えますというふうに記されておりますが、その有料と無料、また特に体育の施設におきましては減免制度があるようですので、その減免対象団体についての基本的な考え方、それから使用料決定のその基準についてお伺いいたします。議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） それでは、公共施設の利用のしやすさと使用料のあり方について3点ご質問がありますので、順を追って答弁を申し上げます。

まず、1点目であります。公共施設の利用申し込みについてであります。公民館は原則としてそれぞれの施設の窓口での利用許可申請となっております。スポーツ施設におきましては、窓口のほか、公共施設予約システムで申し込みをすることもできます。また、公民館につきましては、同システムによってあき情報を見ることができます。

申請書の様式についてであります。公民館ごとに会議室の名称や数などの違いがあるため、各施設に見合った様式になっているのが現実であります。基本的な事項については同じであります。

2点目ですが、公民館の利用時間は午前9時から午後10時となっております。ただし、利用申し込みがない日など、実情に合わせて閉館をしておりますが、特に児童生徒の安全確保の観点から、各公民館とも午後6時30分までは開館をしております。

3点目であります。公民館の使用料についてですが、公民館は、社会教育施設としてだれもが利用できる施設としての考え方から、原則無料としております。ただし、使用目的が社会教育以外で、教育委員会が使用料を必要と認めるものと、夜間照明施設使用の場合は有料としております。なお、公民館使用での減免対象団体はありません。

次に、体育施設の使用料であります、条例に基づき徴収をしておりますが、減免につきましては、スポーツ振興などの観点から、体育協会加盟団体や学校体育連盟、市内スポーツ少年団、障害者及び高齢者団体などを減免対象団体としております。

以上です。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 最初に、公民館について再質問いたします。

公民館を利用するに当たってのその事前の申し込みは、基本的に各公民館の窓口でということでありましたが、申し込みをするに当たって、やはり広さとか場所が限られておりますので、公民館によりましてはなかなか思ったところがとれないということがあるようでございますが、各公民館の予約は、今どのくらい前からできて、何カ月、何日前までできるかというような基準があればお聞かせいただきたいと思っております。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 予約の状況であります、年間を通して、定期利用団体につきましては、年度初めに利用調整会議ということで行いまして、4月から3月の毎週何曜日とかというふうな決め方で、年間予約をしているという状況であります。

それと、それ以外につきましては、基本的には3カ月前ということではありますが、合併前の状況で多少ずれがありまして、まだ地域の方に周知をしなければならぬわけなんです、場所によっては2カ月前という場所もありますので、今後については、基本的には3カ月を考えております、統一をしていきたいというふうに考えております。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） この1番の質問につきましては、実際に市内の方がご自分の地域ではな

い公民館を予約しに行きましたら、3カ月前だとか2カ月前だというようなことで、同じ市内の公民館なのになぜ違うのかというようなことがございましたので、質問いたしました。

それで、ただいまの答弁の中で、多分、合併以前の公民館のあり方が各行政の部分で違っていたというようなことはあると思っておりますし、それから、まちの中の公民館と周辺の公民館では、地域の方の使い方も違うとは思いますが、けれども、もう既に4年半たって、市内の公民館、公共施設としては同じようなやはり使い方ができなければいけないということだと思いますので、ぜひ、今、3カ月前というふうにおっしゃいましたが、その辺の周知をきちっとしていただきたいというふうに思います。

それから、申請書についてですが、各公民館に申請書を見せていただきましたところ、確かに同じようではあります、非常に違います、一つ一つ見ると。それにつきましても、使うほうから言いますと、もう少し統一した形で、せめてホームぐらいは同じようにしていただけたらと思っておりますが、今になっても、それぞれの公民館で受け付けの時間が違ったり、それから受け付けの何カ月前というのが違ったりするから、申請書に書くこと、書き方が違ったりすることの何か特に理由があればお尋ねしたいと思っております。

それから、ことし中にすぐにも変える、そういう予定があるのかどうかについてもお伺いいたします。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） ただいまのご質問ですが、現在、議員ご指摘のとおり、申請用紙の違い、ばらついていると、許可に当たってのちょっと手違いがあったということから、現在、内部で公民館の使用許可に関する新たな基準ということで検

討会を立ち上げて、早急に協調に向けて検討していくということで進めていきたいと思います。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） すべての公民館で、やはりともかく同一の基準を早くつくっていただきたいというふうに思います。そして、それを市のホームページで、公民館の利用方法についてというページが1ページあるんですが、それを見ますと、その利用方法についても、その利用の許可についても、すべて公民館の指示に従ってください、あるいは公民館にお問い合わせください、最後に、料金についても公民館へお尋ねくださいというふうに、公民館という字がもうたくさん出てくるのにもかわらず、そのホームページに公民館の名前はあろうか、電話番号も何も載っておりません。そこに載っているのは、問い合わせ先として生涯学習課生涯学習系の電話番号が1つ、ぼつっと載っているだけなんです。

こういうことで、非常に、申し込むほうは、今のホームページを見て申し込む方が、たくさんはいないかもしれないんですが、とりあえず、地元の方でなければホームページをあけて見るということですので、ぜひ、その使いやすい公民館ということからすると、こういうところにきちっと、施設を入れると16になるんでしょうかね、16の公民館の名前と場所と電話番号ぐらいは入れていただきたいというふうに思います。統一基準をきちっとつくっていただきたいというふうにここは要望をいたします。

次にお尋ねするんですが、平成20年度の利用件数でいきますと、各公民館、2万ちょっとぐらいの利用があると思います。これは主催とか共催、あるいは公共団体で使ったものを除いて2万993件というふうになっておりますが、つまり民間で使ったものですね。この中で、基準の中で有料で

の貸し出し件数がどのくらいあったかについてお尋ねいたします。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） では、有料での使用回数であります。全公民館で3カ所ほど有料はないんですが、それ以外のところの12で200という状況です。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 那須塩原市におきましては公民館は利用は無料だということで、県内でも非常に珍しいというか、とても使いやすい、そういう意味では公民館だと思うんですが、今の200ということで行きますと、民間が使っているもののうちおよそ1%しか有料ではないということなんですが、実は公民館、先ほどおっしゃったんですが、その年間利用団体も、それから普通の市内の方たちも、普通に使えばただで貸して下さっているんですね。この200件ぐらいの有料の使い方というのは、多分、社会教育以外のものに使っているというふうに思うんですが、那須塩原市におきましては、今、いわゆる月謝などを集めて教室的なものとして使っている、個人教授ばいものでその練習をしているというような使われ方はしていないのでしょうか。あるいはそういう使われ方をしているものに対して許可をしているのか、あるいは有料だったらいいのかということについてお伺いしたいと思います。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 実態はよくつかんでおりませんが、現実的には、講師のそういった先生にお願いして教室を行って、謝金という形だと思うんですが、そういった教室は実施しているという状況です。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） どのくらいが謝金であ

って、その月謝がどのくらいかということはあると思うんですが、今のお話だと、ほぼ那須塩原市では、社会教育だというようなことで申し込みをすれば、あいていれば無料で使うことができるというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 現在のところは、そういう形で使っていただくということで考えております。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 1つ飛んでのほうにもかかっていくんですけども、公民館を使うに当たって、県内のいろいろなところを、県内の公民館を使うに当たっての使用料について少し尋ねてみました。そういたしますと、14の、市だけなんですけど、公民館につきましては、どんな団体でも基本は有料だということもございましたし、それから趣味的なものについてはお金を少しいただいているところもございました。それから、公民館が、最初は公民館の講座で始まったものであっても、1年たったときにはきちっとお金をいただくということもございましたし、結構、市によりまして、今のこの財政の厳しさの中からは、受益者負担を少しいただくような方向になっているように見受けられました。

那須塩原市におきましては無料であるということで、これは社会教育、あるいは生涯学習をしていく市内の市民の方にとっては、非常にありがたいことだとは思いますが、ほかのところと、行政というのは近隣の市町村と比べてどうこうということがありますので、このような県内のほかの行政のそういう考え方、あるいはこれから考えていくんだということもございましたので、その辺について、今後、使用料、あるいは利用料についての考え方、何か方針がございましたらお

知らせいただきたいと思います。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 施設の利用に当たって、受益者負担の原則に基づいて考えてみてはというふうなご質問かと思えます。

県内の市町の状況は、議員のお話のとおり、ほとんどが有料というところであります。その状況は承知をしております。

本市にありましては、合併前から、旧3市町の時代から、社会教育の本旨ということにのっとりまして、原則無料という形でとっておりました。合併後もそのままの状態を踏襲をして無料というのが、現在の姿であります。

社会教育は、市民一人一人が主体となって行う重要な教育の営みにより、みずから實際生活に即する文化・教養を高めていただくということで、行政としては、その奨励に必要な施設等の条件整備が役割でありますので、今後におきまして、現行どおり引き続き、だれもが利用できる施設ということで無料としてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 誤解がないように言っておきたいんですが、私は別に有料にしてほしいというふうな提案をしているわけではありません。そうではなくて、無料であるということは非常にやっぱりいいことなんだと思います。ただし、先ほど申したように、その社会教育なり生涯学習なりの団体が、みずからの学習のためとか、あるいは健康のためとか、あるいは集会を開くために使うのは、もちろんそれでいいんですけども、先ほど200の団体が有料で使っているというふうにおっしゃいましたが、つまり、今はほとんどのところをこの事前の申し込みをどうしているかとい

うことにも引っかかってくるんですが、ほとんどのところがその社会教育とか生涯学習であるということで書けば、無料で使えるようになっている現実がありますので、その200の有料にしている部分とあとの2万近くの無料で貸している部分のところのその線の引き方というんですか、申し込みの中で、本当に営利事業をしていないのかみたいなものについて、もう少し窓口できちんとした基準をつくっていただきたいというふうな思いで今は聞いたところです。

ですから、先ほど来申しましたが、窓口の対応が公民館によって違うので、種々混乱が起きているところがございます。その辺は認識はしていらっしゃるでしょうか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 議員ご指摘の無料の部分ですけれども、当然、それぞれの教室等は引き続き行われていくという中であっては、その内容がどうなのかというふうなことを十分精査する、その必要性はあるというふうに考えております。

それと、公民館のばらつきにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、その使用許可に関する基準を統一するというので、先ほど申し上げましたとおり、早急に整理をするということで考えております。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 無料である、有料であるというその線引きもそうなんですが、同じ団体が違う公民館に、Aの公民館に行ったら貸さないとされた、Bの公民館に行ったらすぐに貸してもらえたというようなことが起きておりますので、ぜひその辺のところを公民館の館長さんだけではなく、そこで受け付けをする職員の皆さんにも統一の基準をきちっとわかっているようにしていただきたいというふうに思います。

ただし、公民館はやはりその地区の住民にとっての公民館でもありますので、柔軟な対応はそのところはとっていただければというふうに思っております。

次に、2番目の利用の時間についてなんですが、先ほど、9時から10時だけれども、申し込みがない、つまり貸し館の部分だと思うんです。貸し館の部分がない場合は一応6時半までで閉めていいみたいなお答えだったと思うんですが、それで本当にいいのかと。

公民館というのは、10時まであいているということであれば、10時まであけておかなければいけないのではないかなというふうに思うんですが、もしそうでなければ、そのようにきちんと明記をしていただけないと、使うほうとしては非常に使いにくいのではないかなと思うんですが、その辺の説明をもう少しお願いいたします。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 公民館の利用時間の件であります。先ほど答弁を申したとおり、6時半までは、子どもたちの安全という観点から開館をしていると。それ以降につきましては、公民館は予約制で、この日は予約が入っていないということであれば、いわゆる経費の節減という観点からも、繰り上げて閉館をしているというのが実態であります。

その状況ですが、年間を通して割合で見ますと、6時半まで、これはやっているのは全部やっていますからあれですけれども、6時半から8時まであけている割合が6.4%、8時から9時までで閉めたというところが7.5%、9時から10時、最後までというのは大体的には67.2%ということで、ほとんどは、10時に近いですかね、そちらまで開館をしているという状況であります。

以上です。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 実態はわかりました。多分、その早く閉めているところはそれなりに利用がないということで、住んでいる住民の方はわかっているんだと思います。ただし、先ほど申したように、今は15館の公民館、市内の方たちが、その地元じゃない方たちも使うということがございますので、その辺の周知を少し、割合は少なかったんですが、していただければというふうに思います。

最後に、お金のことなんです、その3番目の公民館についているものではない体育館とかスポーツ施設、それから夜間照明のある運動場などが有料になっているということについて、先ほど、公民館が無料であるということと、同じ市民が生涯学習なり社会教育なりで使う施設なのに、なぜこちらのほうは有料になっているかという理由をもう一度説明していただきたいと思います。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） お答えをいたします。

公民館につきましては先ほど申し上げたとおりでありまして、スポーツ施設がなぜ有料なのかというようなご質問ですが、やはりスポーツ施設におきましては、民間でも同様な施設を持って経営しているということですから、当然、民間を圧迫してはならないというふうな見地に立つべきだと考えております。

それと、無料によって、特定の少数の方が独占といいますか、余りにも使いやすい環境にということで、そういった独占的に集中的に使うところに関してはやはり考慮すべきではないかというような観点。

それと、やはり公民館施設については、教育の強化施設というか、そういうあれですけども、スポーツ施設については、スポーツレクリエーシ

ョンというか、そういった施設の性格というか、そういうことから考えると、やはり受益者負担ということで料金を徴収してもいいのかということで、現実には徴収をしているという状況であります。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 民間を圧迫しているというようなことから言いますと、会議室であっても民間はお金を取っているところもあると思います。それから、独占するというような、運動場はというような話がありましたが、そうしますと、公民館のあの広いホールとか、ちょっと体育館みたいなどころについては、今でも非常に利用が高くて、みんながとれる状態ではないというふうになっていると思います。だからそこを有料にしろというのではなくて、その辺のところを公民館についてはぜひみんながうまく使えるような形でやっていっていただきたいと思います。

それから、最後に1つ、体育館なり運動場のその使用料の決め方というのは、何か基準があれば教えていただきたいと思います。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 先ほど答弁をいたしましたとおり、条例に基づいて徴収をして、当然、使用料に関しては、かかる経費、コストですね、それ等を算出しまして決定をするという、そういった経緯は踏んでっております。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 確認なんです、そのかかっている経費を払ってもらっているわけではないと思うんです。その一部分だけを払ってもらっているということですよ。そういうことだと思います。

公民館については、無料をずっと続けていくということが一番いいんだとは思いますが、体育施設と公民館とのその使い方がだんだんあい

まいになっている部分というのがあると思いますので、その辺をこれからの課題にさせていただきたいというふうに思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（平山 英君） 総務部長から答弁があります。

総務部長（増田 徹君） 使用料単価の話ですが、平成19年に使用料等の見直しということで行いました。そのときに、使用料に当たっては、これまで合併をした中で統一的な基準がないというようなことから、原価計算方式というような方式を採用いたしました。これは、例えば建物であれば、建物の経過年数でありますとか、取得年数でありますとか、その中の土地の評価でありますとか、そういったものを足して、また経常的な管理費、それと人件費、そういったものを全部足しまして、使用する面積に当たる料金というのを基準として算出をしたといったところでございます。議長（平山 英君） 以上で、24番、山本はるひ君の市政一般質問は終了いたしました。

関 谷 暢 之 君

議長（平山 英君） 次に、19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 議席19番、関谷暢之でございます。質問2日目、最後の質問者でございます。最後までよろしくお願いをいたします。

それでは早速、質問通告書に従いまして市政一般質問を行います。

本日、4項目についてお伺いをするわけですが、1番、2番の項目については、現下の経済情勢を受けた質問でございます。

それでは、項目順に従い、第1の項目、緊急経

済対策と市民の生活支援策について質問させていただきます。

アメリカ発による景気減速と金融不安は世界の实体经济を直撃し、我が国経済においても急激な企業業績の悪化と雇用情勢の不安を招いております。本市においても、下請中心の中小企業や製造業のみならず、建設業、サービス業、小売業等、あらゆる業種に対し厳しい経済環境が包囲しており、すなわち、市民にとっての生活不安は日々刻々とその深刻さを増してきていることから、喫緊の課題としてその対応策、支援策について伺うものであります。

本市の経済状況について、各産業分野別の経営・操業状況と就業状況、それらに伴う家計収入、市民生活の現況と影響についてお伺いいたします。

那須塩原市緊急経済対策本部の活動内容と実績、今後の方針についてお伺いをいたします。

本年3月補正予算による地域活性化・生活対策臨時交付金による事業の執行状況と経済効果について伺うものです。

また、市発注事業の前倒しについて、執行状況と今後の予定をお伺いいたします。

今後予定される地域活性化・公共投資臨時交付金及び地域活性化・経済対策臨時交付金による事業について、本市の活用方針、事業規模、市負担分の財源と年度予算の関係についてお伺いをいたします。

市設置の各種相談窓口において、経済情勢を背景とした市民からの相談状況について伺うものです。

また、緊急総合相談窓口など設置の必要性と市民生活を守る緊急支援策についての所見をお伺いいたします。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君の質問に対し、答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） それでは、1番の緊急経済対策と市民生活の支援策の、 について、私のほうから答弁いたします。

まず初めに、 ですが、本市の各産業分野別の経営・操業状況と就業状況、それらに伴う家計収入、市民生活の現況と影響についてお答えいたします。

市内商工会、ハローワーク及び市内の主な企業によりますと、製造業につきましては、自動車関連を中心に生産、売り上げが減少し、操業の短縮や派遣従業員の契約打ち切りも見られ、求人も非常に少なくなってきている状況でございます。

一方、食品関連では、売り上げの落ち込みはありますが、雇用、就業体制は変わらないところもあります。

建設業につきましては、受注が減少している中でも技術者の確保は必要であり、人件費が経営を圧迫し、利益率も下がっている状況にあります。

小売業、サービス業についても、売り上げは落ち込んでおり、消費者の買い控えの影響を受けているものと考えられます。

このように業種により差はありますが、今回の経済悪化の影響を受け、経営状況や雇用環境も厳しいものとなっております。

このような状況から、離職、あるいは操業の日数や時間の短縮が家計収入の減にもつながり、市民の購買意欲が低下するなど市民生活にも影響が生じているものと考えております。

次に、 の那須塩原市緊急経済対策本部の活動内容と実績、今後の方針についてのご質問にお答えいたします。

本年1月に那須塩原市緊急経済対策本部を設置し、中小企業の資金繰り対策、緊急雇用対策及び企業の受注機会確保対策の検討を行いました。

現在までの実績としましては、市制度融資において事業者の資金調達や返済の円滑化を目的とした借りかえ運用を3月から開始し、5月末までに24件の利用がありました。また、国の緊急雇用創出事業を導入した離職者等の雇用創出事業を2月から実施し、雇用人数は5月末現在で72人となっております。

さらに、建設工事における分離・分割発注の一層の推進及び特定建設共同企業体の発注規模の見直しを趣旨とした、建設工事の受注機会の確保対策を今年度発注の工事から実施しております。

本部における今後の方針につきましては、国において緊急経済対策のための平成21年度補正予算が成立し、県から緊急雇用創出事業の追加募集の通知が来ておりますことから、事業実施に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 市長。

市長（栗川 仁君） 19番、関谷暢之議員の市政一般質問にお答えするわけでございますけれども、ただいま の緊急経済対策と市民の生活支援対策についてということで、部長のほうから、 についての説明があったところでございます。私からは、 から引き続きお答えをしてみたいと思います。

の地域活性化・生活対策臨時交付金の事業執行状況並びに経済効果についてお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

本市の地域活性化・生活対策臨時交付金は2億4,291万9,000円で、事業費といたしましては8億9,762万1,000円であります。ご案内のように、21年度予定していた事業の前倒しといたしまして予算措置をしたものでありまして、6月中にはおおむね発注できるものと考えております。

経済効果につきましては、本市独自の測定は難

しいところではありますが、国が打ち出しました景気対策の一部を担っているものと考えております。

また、市発注事業の前倒しにつきまして、執行状況と今後の予定についてもお尋ねがございましたが、これにつきましては、4月15日付で全庁挙げて、公共事業、とりわけ大型改修事業や補修工事など、市単独事業のできる限りの早期発注を指示いたしました。

についてでございますけれども、今後予定される地域活性化・公共投資臨時交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金による事業については、景気対策、雇用対策への配慮とあわせまして、市民生活の緊急課題、真の必要性、後年度負担等を勘案し選択していきたいと考えております。

また、事業規模につきましては、現在、市全体で事業費がどれくらいになるのか調査をかけておるところであり、国の補正予算成立後、実施計画等の提出時期が国から示されることになっておりますので、6月末までにはまとめ上げたいと考えております。

次に、財源と年度予算の関係ではありますが、作業半ばで、はっきりしたことを申し上げられませんが、財源につきましては、前年度繰越金を基本に検討をしてみたいと思いますし、年度予算との関係では、事業によっては、22年度事業で、かつ、交付金対象として実施が可能な事業につきまして、前倒しの検討を加えなければならないと考えております。

次に、市の設置の各種相談窓口における経済情勢を背景とした市民からの相談状況についてのご質問及び、緊急総合相談窓口設置の必要性と市民生活を守る緊急支援対策についてのご質問にお答えをいたします。

市の相談窓口につきましては、心配事相談、消費生活相談、生活保護相談を初め、各分野におい

て市民からの相談に対応しておりますが、経済情勢を背景とした相談が、今年になって生活保護相談においてもふえている状況であります。

このような状況の中で県は、求職者の生活安定と再就職支援の相談窓口として、とちぎ求職者総合支援センターを開設し、県内各地においても巡回相談も開催をしております。

また、ハローワークにおいても、住宅・生活支援の窓口を開設しておりますので、これらの相談窓口活用の周知を図ってまいりたいと考えております。

こうしたことから、本市といたしましては、引き続き従来の相談窓口で対応するとともに、県等の相談窓口も活用しながら適切な対応をしてみたいと考えておりますので、緊急総合相談窓口の設置につきましては、現在のところ考えておりません。

議長（平山 英君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時09分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） それでは、順次再質問をしてみたいです。

まず、1番の についてでありますけれども、大変厳しい状況下にあるということでございますが、ただいまの市場・景況調査と、こうしたものは、いつ行ったものであるのか。また、定期的に行っているものであるのか。あるいは、本市の基幹産業の一つであります農業、酪農といった第1

次産業についての状況についても伺いたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ただいまご質問の市内の経済状況の調査ということでございますが、まず、今回の調査につきましては、先ほど答弁で申し上げましたように、市内商工会、ハローワーク、市内の主な企業ということでございますが、商工会につきましては、制度融資なんかの関係もありまして、定期的な情報交換をしております。さらに、工業関係につきましては、西那須野工業団地があるんですが、そこに協議会がございまして、そういったところからは定期的な報告を受けております。

第1次産業の関係でございますが、第1次産業関係で農業につきましては、JAのほうから情報をいただいております。全体としまして、数量、販売高ともに前年と比較して10%程度落ちているといった状況の報告を受けておりますし、酪農業につきましても、乳価が昨年4月に3円、ことし3月に10円アップしたことによりまして、現在の乳価が93円から94円ということで一息ついた状況にありますけれども、値上げによる消費低迷ということで乳価が下がっていると、乳価下落が懸念されているといった酪農協からの報告も受けております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） いずれも大変厳しい状況、しかしながら、こうした市内の状況につきましては、各種団体とも定期的に懇談をしながら状況把握には努めていると、こういうことで理解をしたいと思っております。

そうしたものについて、市民の家計収入という

ものが、当然のことながら相当に圧迫を受けているということが想定されるわけでございます。そこで、福祉部局になるわけですが、生活保護等の相談、あるいは申請件数というものの最近の動向というものを伺いたいと思います。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） まず、生活保護に関する相談のほうから先に申し上げますが、平成19年度が264件でございます。平成20年度が378件でございますので、114件ほど増になっているという状況でございます。

この中で、派遣関係ですね、失業等にかかわる相談につきましては、昨年の12月あたりから目立ってきておりまして、20年度におきまして28件の相談がございまして。

それから、生活保護の世帯数、あるいは人員等の状況でございますけれども、平成19年が、平成20年3月で申しますと440世帯、587人、これは保護率というのがあるんですが、それでいきますと5.07%、1,000分の1なんです、という率でございます。国におきましては12.11%、栃木県でいきますと6.89%ということになっています。それから、平成20年度の21年3月の世帯数で言いますと427世帯、人員で640人、保護率で5.50%という状況になっております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 生活保護関係も非常にふえてはきているが、全国レベル、あるいは県平均レベルからすれば、まだ低い数値というようなことであります。

いずれにいたしましても、大変厳しいことに変わりはないわけでありまして、そうした中、国も緊急経済対策ということで、のどころの3月の補正で本市も取り組みました、地域活性化・生活

対策臨時交付金というものの事業を行ってきたわけではありますが、幾つかメニューがあり、それに伴う事業を行ったわけでありまして、総額にして8億9,762万1,000円ということで非常に大きな事業となったわけではありますが、こちらのほうで、市内業者に発注できたもの、市内の経済効果というものが期待できる事業数というものがお示しできればお願いしたいと思います。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 21年度の当初予算の前倒し事業ということで、11の業務を前倒しでやったわけでございますけれども、そのうち市内業者でやったものというような集計は現在のところしておりませんので、お答えできません。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 結構でございます。

それでは、のところで、今示されている地域活性化・公共投資臨時交付金及び地域活性化・経済対策臨時交付金ということでありますけれども、経済対策臨時交付金のほうは6億2,300万というような交付金の額というものも示されているわけありますけれども、公共投資のほうは、こちらは国のほうの補正予算では総額1.3兆円というようなことが言われているわけあります。こちらについて、本市においてどのぐらいの交付が見込まれているのか、現段階で内示等があるのであればお聞かせいただきたいと思えます。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 公共投資臨時交付金と経済対策臨時交付金の件でございますけれども、当然、議員がおっしゃられましたように、公共投資臨時交付金につきましては、県の大枠は示されておりますけれども、地方負担分というものはまだ示されておきませんので、把握してはおりません。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 現段階では公共投資のほうは示されていないということでありまして、いずれにいたしましても、緊急経済対策交付金のほうでは6億強ということでありまして、こちらも相当大きな事業になっていくと、合わせれば相当な額になっていくだろうということにはなるかと思えます。

現段階で6月中の取りまとめを目指してということで行っているということでありまして、さまざまな事業メニューもあるわけでありまして、その活用方針ということで、考え方、答弁はあったわけでありまして、その中でも特に方向性としてどのようなところに重点を置いていくのか。

もちろん、これは経済浮揚策ということで国が打ち出しているわけでありまして、本市においても、地域の経済、雇用対策というものを最大限に重視しながら、年度内事業予算が追加されていったり、あるいは前倒しをもってその事業のボリュームが上がってくるような、そうした方向性を重視するのか、あるいは、こうした交付金を十分に活用して、財政面での有利性というもので、極端に言えば、表面上は余り事業規模というものは変わらなくても、内容的に違うとか、あるいは市民サービスという部分で、ソフト的な部分で活用していく等々、いろんな方向性があるかと思うんですけれども、特に重点を置いていくというものの方針をお示しいただきたいと思えます。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） まず、この経済対策に対する国の考え方といたしまして、留意点ということになりますけれども、この交付金の活用にあたっては、地域の中小企業の受注機会に配慮するように要請するというような形になっております。

ので、この趣旨のもとに本市においても活用を図っていききたいというふうに思っております。

それで具体的には、先ほど議員おっしゃられたように、6月中にまとめるということで、現在、各部各課に、どういう事業があるのかというふうな調査をかけているところございまして、最終的には9月の時点で補正予算とあわせてこの事業についてもお示しできるというような考えで進めているところでございます。

市の基本的な考え方といたしましては、こういった交付金、活用できるものは十分に活用していくというのが当然のことですけれども、昨日来、市長が申し上げますように、活用するに当たっては、一部負担等々がございますので、事業はやはり選別していかなければならないんじゃないかというふうには思っております。

そういう中で、今回は、例えば市民生活の緊急課題というふうなことで、真に求められているものというようなことから、後年度負担のないような、そんな新規事業も入れていきたいというふうに思っておりますし、基本的には、予算の考え方の中で申し上げましたように、実施計画に計上されている22年度事業を前倒して実施をしていくというようなこともございます。

もう一つは、21年の事業の組みかえというふうなこともございまして、国庫補助事業等々を起債でやっている部分もありますので、これが交付金事業の中に入れられるものであれば、それらについても組みかえていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） はい、わかりました。

そこで、今、こうした作業というものは、通常は財政部がまとめているんですが、実際には

どのような手順でどの部局が、あるいは指示系統というものも含めて、これからそうしたものの事業の確立、決定というものをしていくのか、これをまず伺いたいと思います。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 事業決定までのプロセスということですので、6月中に、ただいま申し上げましたように、各部各課に事業の洗い出しとありますが、各課でどういう事業があるかと、この事業は各省庁が横流しという形で出ておりますので、各省庁からの問い合わせ等々もございまして、それならどういうメニューがあるのかということをもまず調査したいというふうに考えています。

それが終わり次第、担当財政のほうでその内容のヒアリングを実施し、かつ、査定をしながら、市長の最終的な査定をいただいて9月の補正に持っていききたいというふうに考えているところでございます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） この交付金の趣旨に沿って、そしてまた、先ほど市内の景況の状況というものもございまして、本当に現実的には中小企業を初め一般各家庭においても大変に厳しい状況にあるという中においては、最大限にやはり市内の経済、景気の浮揚に努めていただきたいというふうに思うわけでございます。有効にぜひ活用していただきたいと思いますという思いでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、のところ的那須塩原市の緊急経済対策本部というものについて伺っていききたいわけなんです、この設置目的と協議、それから活動、成果目標等、そうしたものをどのようにされているのか。また、この対策本部のメンバー構成、それから今日までの会議の回数、内容などについて

伺いたいと思います。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 今ご質問的那須塩原市緊急経済対策本部の設置に関しましては、目的としまして、やはりご質問にありましたように、世界的な金融危機、原材料高騰、こういったことを受けまして、本市を取り巻く環境というのは非常に市民生活にも大きな影響を及ぼしているといった認識のもとに、本市としましても迅速かつ適切な対応を講じ、企業活動や市民生活の安定と活性化を図ることを目的として設置したものでございます。

どういうことを実際にやっていくかという話になりますと、緊急経済対策に関する情報の収集・分析とか、緊急経済対策の実施、関係機関との連絡調整、これらを所掌事務として本部が動いていくという形になっております。

メンバーにつきましては、市長を本部長としまして、副本部長が副市長、本部員としまして、教育長以下、各部長、支所長、局長、こういった構成になっております。

さらに、今までの会議の状況でございますが、経済危機の動向を受けまして、昨年末12月24日に緊急経済の対策本部の打ち合わせという形で第1回目を開いております。

さらに、年が明けまして1月7日に緊急経済対策の第2回目の打ち合わせ、これらの中で、雇用状況の情報の共有化とか、先ほど総務部長が言っていました、受注機会の維持とか市制度融資の検討を協議したところでございます。

その後、1月23日になりまして緊急経済対策本部会議を設置し、先ほど答弁で申し上げました3つのことにつきまして実施をしてきたという経過でございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 他市町においても、こうした緊急経済対策本部というものを設置している事例はたくさんあるわけでございますけれども、1月23日の会議を最後にこの本部会議は開かれていないという理解でよろしいでしょうか。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 本部会議につきましては、1月23日が最後でございますけれども、先ほど所掌事務の中で申し上げましたように、常に情報の収集とかそういったものについては気を配ってきたところでございます。

さらに、5月になりまして、ふるさと雇用再生特別事業の県のほうの追加募集がありまして、その際には、ちょっと時間的な部分もなかったものですから、私のほうで各部長に持ち回りで、事業の内容、ふるさと雇用創出事業があるかどうかを、持ち回りで応募があるかどうかを確認したいといった形もありまして、そういった活動はやってきたところでございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 先ほどの答弁の中で、この対策本部の今後の活動ということでお伺いした中に、緊急経済対策の臨時交付金等のこの活用について、この対策本部で検討し、積極的に取り組んでいくんだというような答弁があったかと思うんですが、こちらについては、今のところ、この会議の中では、メンバーがメンバーですから、実質同じだといえはそうなのかもしれませんが、この目的を明確にした緊急経済対策本部という中で、まさにこの活用方針であるとか運用方針であるとか事業について、そうしたものを検討してきたというわけではないということでしょうか。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 議員おっしゃいますように、明確に本部会議を設置しまして、こういった市の対応とかそういったものを第1回以降やってきたことはありませんけれども、先ほど言いましたように、情報収集とか雇用再生の関係につきましては、そういった情報提供を行いながら募集をし、公募したということでございます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） せっかく設置をした緊急経済対策本部であるわけでありまして、こうしたものをきちんとやっぱり有効に活用していくということは非常に大切なことであろうと思うんです。先ほど来申し上げておりますように、市内に限らず大変厳しい状況下の中で、経済活動、それから市民生活というものが行われているわけでありまして、こうした中にこの那須塩原市としても緊急経済対策本部を設置し、そしてその中でさまざまところで検討しながら、景況調査も常に行いながら、そうした共通認識を持って、危機感を持って、常に市民に、あるいは中小企業に目を向けていると。この経済対策本部が、例えば金融機関に対しても貸し渋りや貸しはがしがないように、地元の中小企業を救ってもらえるような、この厳しい情勢下の中で、この市内で潤沢な経済活動ができるように、今苦しい中を何とか耐え忍べるような、そうした取り組みをしているというようなことを発信したり、それから、市民に対しても、こうした対策本部が市民の苦しい生活をおもんばかってさまざまな施策を検討していると。こうした情報発信というものがされてこそ、こうした本部の設置意義があるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ただいま議員おっしゃいましたようなことは、十分、今後の本部の

趣旨に照らして活動は深めていかなければならないと思っておりますけれども、やはり本部会議を設置しまして、市民、要するに市内の業者さんにつきまして、例えば借りがえができるようになるとかそういった部分につきましても実施をしてきておりますし、現に、先ほど申し上げましたように、24回の借りがえが行われて、そういった部分では活用されているという状況もありますので、その辺もご理解いただければと思います。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） ぜひ、そうしたことで、より情報発信と、それからしっかりした取り組みというものをお願いしておきたいと思えます。

さらには、総合相談窓口的なものの設置についてということではありますが、こうしたものもぜひこの対策本部でその取り組みとして考えていただきたい。こうした大変な情勢下でありますので、この経済情勢を背景とした相談というものは非常に多岐にわたっていく可能性があるかと、こう思われるわけであります。しかも、相当に追い込まれた中で相談に来られる方にとっては、行政の弊害と申しますか、縦割りのにさまざまな相談の窓口があることは承知をしておりますが、自分は一体どこへ行ったらいいのかというようなことさえ、混乱の中でわからないと、こういうようなことも起きてくるわけでありまして、抱えている状況というものは個々違うわけではありますけれども、さまざまな窓口を横断的にわたっていかなくてはならないということが起こり得るんだろうというふうに思えます。

ワンストップでその総合相談窓口で完結できれば一番いいわけでしょうけれども、なかなか専門分野というものもございまして、そうしたところまでは行かずとも、総合的に相談を受け付け、そして、あなたの場合にはこの窓口に行っ

いう制度、こういうものが対象になるとか、そうしたものをきちんと振り分けてアドバイスをしてあげると、こういうような意味で、総合相談窓口というものも必要ではないかというふうに申し上げたわけでございます。

既存の窓口のどこかにこうした機能を持たせる、こうしたものを周知していくということも可能ではないかというふうに思うわけですが、いま一度見解をお伺いいたします。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃいますように、ワンストップでの窓口というお話でございますけれども、市の窓口の中でそういう特化した窓口を設けてはというお話もありました。

現在、窓口につきましては、先ほど市長から答弁しましたように、市におきましては、いろんな困り事相談から人権相談、いろんな窓口がございます。そういった窓口を活用しながらという部分と、先ほど申し上げました、県の段階におきまして、とちぎ求職者総合支援センター、これが生活相談から雇用、そういった面のワンストップ的な機能を持つセンターが4月23日にオープンしております。きのうも那須塩原市役所の会議室において午後、この出張相談といいますか、そういうものが開かれまして、6人の方が相談をされているという状況もございます。

さらに、ハローワークにおきましても、住宅・生活支援の窓口を設けて相談に当たっているということでございますので、当面は、こういった県のとちぎ求職者総合支援センター、さらにハローワーク、市の窓口の従来の対応、こういったことで考えていきたいと考えております。

以上であります。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 100年に一度と言われる大不況下にあるわけでありまして。せっかく設置した那須塩原市緊急経済対策本部でありますので、地域経済はもちろん、何よりも不況下に苦しみ耐えている市民にとって心に響くような勇気や希望を与えていていただきたいというふうに思うわけでありまして。

無論、世界同時不況と言われる現況を一気に好転させられるような特効薬を本市だけの力でなし得るといようなことは大変難しいということにはわかっておりますけれども、しかし、地域の現況、痛みというものをしっかりまずは共有していただきたい、こう思うわけでありまして。

こうした経済事由をもとに自殺者も本当にふえてきているというようなことをぜひ当局の皆様方にもいま一度深く認識をしていただきたいというふうに思うわけですね。

こうした対策本部において、目に見えるような、そして市民が勇気を持てるような、そうした情報発信というもの、そして具体的な施策というものをぜひ打ち出していただきたいというふうに思うわけでありまして。

今議会にも上程されておりました、市長以下、我々議員も含めて、期末手当の一部を凍結して、でき得る、わずかな金額かもしれませんが、6,000万、7,000万というような財源が生まれるわけでありまして。こうしたものを市民に向かって、あるいは中小企業に向かって少しでも発信するというような、例えばの話ではありますけれども、こうしたものを具体的に活用した施策と、こういうような具体的なものが、市民がまたあすに向かって生きる気力というものにつながっていくんだろうというふうに思います。

ぜひこの経済対策本部、今後もまだまだ厳しい

状況が続くと想定されますので、しっかりとした機能を果たしますよう強く申し上げまして、この項は終わりにしたいと思えます。

次に、第2の項目であります。教育行政と就学支援について。

近年の国内社会情勢をとらえ、「格差社会」という表現が頻繁に使われる昨今、教育の世界においても、経済格差イコール教育格差という構図が指摘されてきております。それにもまして現在の経済情勢下、未来を担う子どもたちが家庭の経済事情によって教育の機会を失うことがないように配慮されるべきことから、教育行政と就学支援について何うものであります。

経済格差と教育格差について、教育長の所見と本市の現況、学校教育の対応についてお伺いをいたします。

今般の経済情勢による教育現場への影響について、各種集金や積立金、給食費の納付状況や進学・進路への影響を含め、現況と傾向をお伺いいたします。

奨学金制度利用の現況と課題、経済情勢をかんがみた今後求められる就学支援策への所見をお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの質問にお答えします。

まず、 から、教育格差とは、格差社会に関連してつくられた造語であると思ひまして、生まれ育った環境によって、受けることのできる教育に差が生まれることを差していると、こんなふうに言われております。

したがって、経済格差イコール教育格差の構図とは、家庭の経済格差によって、だれもが等しく均等に受けるべき教育の機会に差ができることを

意味していると、こんなふうと考えております。

しかし、日本国憲法第14条の第1項に「法の下の平等」並びに第26条第1項「ひとしく教育を受ける権利」の精神を具体的に示した教育基本法に明示されておりまして、家庭の経済状況によって教育の機会を失うということはあってはならないということでございます。

また、同法第2項でも「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。」とされておりまして、本市におきましても、義務教育段階においては、該当する家庭に就学援助の措置をとるとともに、高等学校に進学する際にも、奨学金が利用できる措置をとっているところでございます。

次に、本市の現状でございますが、義務教育における就学援助につきましてはこの後の質問でご説明することにいたしまして、まず、中学校卒業後の進路について若干ここでご説明いたします。

文科省の平成20年度学校基本調査によりますと、全国の高等学校進学率は97.8%であります。これに対しまして本市の平成20年度の進学率は96.5%、平成21年度が97.7%という現状でございます。全国と比較すると若干下回っておりますが、原因の一つとして、本市では不登校生徒の人数が多いことがその一つの要因として考えられると思っております。本市の学校教育の重点課題として、現在さまざまな取り組みを実施しているところでございます。

につきまして、小中学校における教材の共同購入費や学年費、PTA会費、旅行、遠足等、修学旅行の各種集金や積立金、これは学年や小学校と中学校の違いにより多少の差はありますものの、年間おおむね6万5,000円から7万5,000円程度でございます。

また、平成20年度の給食費の滞納状況は、5月末現在で滞納件数123件、前年が118件ございます。滞納額は319万6,000円で、昨年度と比べ件数はわずかに増加しているものの、滞納額はやや減少しております。

しかし、平成20年度末における準要保護認定者数は、前年度に比べ約8ポイント増の14%になっておりまして、合併後始めて2けた台の増加率を示し、厳しい経済状況にあると、こんなふう感じておるところでもございます。

子どもたちの進学・進路につきましては、多様化しておりますが、わずかながら、統計上、公立学校や交通費負担の少ない学校を選択するケースもやや見られると感じております。

の奨学金制度の利用状況につきましては、平成21年度において高校生が9名、大学生等57名に貸与しており、今年度貸与予定額は2,160万円であります。

奨学資金は無利子で、貸与を終了した月の翌月から返還が開始されますが、現在の返還予定者は134名でございます。しかしながら、一部に返還を延滞する人がおり、この未納解消に向け、きめ細かな対応を図ってまいりたいと考えております。

また、奨学資金貸与事業とは別に、先ほどでご説明したとおり、経済的理由により就学困難な小中学校の児童生徒に対しましては、市が就学に必要な学用品費等の就学援助の措置をとっておりますので、就学及び奨学に対する配慮はなされており、現在、改めまして就学支援策については考えていないところでございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） ご答弁いただきました。

の経済格差イコール教育格差という話でありますけれども、法の下の平等、教育を受ける権利

という部分はもちろんでありますけれども、今ここで言われているのは、いわゆる学校教育からの二次的な要素として、学習塾であったり家庭教師であったりと、こういうものが経済事情によって差が出てきている。つまり、経済格差イコール学力格差と、こういうことが言われているわけでありますよね。

現下の経済情勢でありますから、そうした中でいったときには、学校教育というものが再度しっかりとさせていただくということが重要であるというふうに思うわけです。これについて教育長として、こうした状況を踏まえて、学校教育の強化という部分について、所見、考え方をお伺いしたいと思います。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 学校教育の充実ということは、再三、この議会における答弁で述べているところでございますが、ただいま答弁の中で申しましたように、教育格差があってはならないという最大の原則のもと、例えば今年度、学力状況調査をあわせて行いました。市内生徒の生活状況調査のこの一括統計の中で、塾に通う生徒の割合でございますが、小学校6年生が平成20年度39.1%、中学3年生が56%ということで、小学校においては約3分の1強、それから中学生につきましては半数以上の生徒が塾に通っているという現況を把握しております。

しかしながら、残り塾に通っていない生徒とも、やはり先ほど申し述べましたような、経済格差イコール教育格差にならないようにということで、学校現場におきましては、まず授業力、それから教師力ということで、児童生徒に対する学力の向上策、まずこれを第一義に考えながら、授業の工夫と改善を図って極力格差の解消に努めているというところが各学校の現実でございます。

以上です。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） こうした状況は教育長も十分ご認識の中でということであろうと思いますので、ぜひとも学校教育力の向上に向けてさらなる取り組みをお願いしたいというふうに思います。

ところで、さまざまな学校における集金、積立金等々、給食費も含めてでありますけれども、先ほど、小中違いはあっても、6万5,000円が7万5,000円ぐらいの年額があるというようなことでありました。ご家庭によっては、こうした金額が大変負担になっているということもあらうと思います。しかし、非常にデリケートな問題でもありますので、こうした中、学校現場、あるいは教職員の方々へ特別な指導、指示というものは行ったでしょうか。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 先ほど申しましたこの学校徴収金に関しまして、給食費、それから、学校徴収金の件に関しまして、やはり払えない家庭というふうなのはありますので、この準要保護の増加というのも、私が先ほど答弁したとおりでございますので、さらに、児童生徒が家庭でのどのような生活状況かというふうなものは、教育相談等、それから地域の民生委員等と連携をとりながら家庭の状況の掌握に努めるということを各学校の学校経営の中で、校長のほうからの指示をお願いしているところでございます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 了解でございます。

そしてまた、要保護・準要保護認定者が増加しているということでありますが、実数として、ここ近年の中での実数というものがお示しできればお願いしたいというふうに思います。

さらに、この申請に対しましては、自己申請が、

要保護の場合には、当然、生活保護という規定がありますので、福祉部との連携というものが想定されるわけですが、準要保護等については、自己申請というものが、あるいは学校での相談、今、教育長からありました民生委員等の相談、どのような形態での申請が多くなっているか、その流れというものも含めてあわせてご答弁いただければと思います。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） まず、準要保護認定者数の近年の傾向でございますが、平成19年度にしましては、小中で446名、追加認定も含めます。20年度は510名、そして、これは19年度も20年度も3月末の統計であります。今年度21年度5月1日現在、既に当初認定者数が440、そして追加認定者が15名、455でございます。これから比較しますと、平成20年度末の510名、3月31日現在、そして21年度、5月でまだ2カ月しかたっておりませんので、通年に換算しますとこの増加率はさらに高くなるのではないかと状況が考えられます。

そういう中、この準要保護認定に関しまして申請はどのようになっているかということは、先ほど申しましたように、学校のほうでは、やはりこの徴収金の納入状況と、それから生活の状況をしっかり判断しながら、教育相談の中でその状況を探り、そして保護者との連携の中で提案する。それから、保護者のほうから直接学校のほうに徴収金の遅延の申請とかそういう中で、その状況を探った中で、保護者のほうからの申請が出てくるというふうなことで、総務のほうで総合的に今補完しているところでございます。

準要保護に関しましては、その内容に関しましては、学校で必要とするものをほとんど網羅しているような状況でございますけれども、生活保護

のほうは、医療費と、それから修学旅行、遠足のこの2つに限定され、あとは生活のほうに充てられるということで、学校のほうでは、教員が絡めるのは準要保護の手続という形になっております。

以上です。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 大変みんな、増加、急増というようなところで、行政にとってもつらいですが、本当につらい状況であるということだと思います。

次に、の奨学金についてでありますけれども、昨日の日経新聞、それから毎日新聞において、ちょうど奨学金に対する記事が出ておりました。

日経新聞のほうでは、大学の奨学金ということで、さまざまな大学のほうで行う奨学制度もあるわけですが、想定の倍の学生が応募していると、こういうような状況であり、6割の保護者が奨学金を希望していると、こういうような状況にあると、こういうことであります。

あるいは毎日新聞のほうでは、高校への奨学金ということで、これは併用が禁止されているということで、その実際の高校3年間にかかる教育費という部分にはとても足りない、あるいはこうした経済情勢を受けて家計の中で、奨学金を受けても1個の奨学金ではとても賄い切れないというようなことが記事になっておりました。

本市の奨学金についても併用はできないものというふうに思うわけですが、こうした現況を受けて、高校、大学というものはもちろんなんでありまして、義務教育下の例えば中学進学時という中においても、先ほどご答弁にあったさまざまな教材費や積立金等々も含めて、その中学進学時というときには、制服でありますとか、あるいは学校指定のジャージ等々、そうした一時的な支出というものも、今は大変高額なものにな

ってきているということもあろうかと思えます。

こうしたことも含めて、その就学援助というところで、現行、新たな施策は考えていないと、制度は考えていないということでありましたけれども、いま一度、こうした現況を踏まえて、教育長の所管を伺いたしたいと思います。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの質問にお答えします。

まず、就学援助費でございますが、内容に關しましては、学用品費と通学用品費、それから新入学用の用品費、それから給食費、修学旅行及び遠足費、校外活動費、これは学校での行事等で出たときのです。それから医療費ということで、大体、今、児童生徒が学校生活の中で必要とするものはここに網羅されてはいると思いますが、特に今のご質問の中で、新入生、特に中学生の進学するときの制服とかスポーツ用のジャージ、それからシューズ等は、新入学用品費の中に入っておりますので、今のところ、この義務教育、小中に関しましてはここまでかなというところでございます。

また、奨学金に關しましては、高校生が月1万、それから大学生が月3万ですので、とてもではないが、議員ご指摘のとおり、足りないというより、本当に大変な生活の一部になったときには足りないのは当然でございますけれども、今の現況の規定がそういうふうになっておりますので、ただ、先ほどの新聞の報道によりますと、各大学ではやはり自主的な奨学金制度を制度化しておりますが、本市では貸与規定というのがありまして、そこで年度末に奨学金の内容審査を行います。

年に1回しか行っておりませんが、新聞や全国各地で、やはり前倒しでその審査を早めるという記事もありますので、本市としましては、奨学金の応募がどのようになっているかを精査した上、

そういう措置がとれるかどうか今後検討しなくてはならないと思いますが、きょう現在までで窓口に奨学金の要項を取りに来た方は1件しかありませんが、それについてまだ連絡がありませんので、今後どのようにふるかはまだ未定でございます。今後の方針としては、今述べたような形でございます。

以上です。

議長（平山 英君） 質問の途中でございますが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 鋭意検討をされていていただきたいというふうに思います。

子どもたちは、未来を担う大切な宝であります。将来の社会をしっかりと支え、築いていただくためにも、教育の課程というのは大変に大切なものであります。こうしたものが、この経済情勢というものを理由に、整えられた環境が与えられないというようなことがないように、ぜひ検討をしていただきたい。

そしてまた、成長期の多感な子どもたちでありますので、そうした家庭環境というものを十分に教育現場で配慮した心ある対応をしていただけるように、さらなるご指導をお願いしたいというふうに申し上げます。この項を終わります。

続いて、3番目の項目、清掃センター旧施設解体と跡地利用計画についてということでお伺いいたします。

那須塩原市クリーンセンターの本格稼働に伴い、旧清掃センターの解体を含む跡地利用については、計画の全容がよいよ示されるべきときを迎えたものと思われま。昨年3月議会の一般質問でもただしたように、特に旧西那須野清掃センターについての事業は急務であることから伺うものであります。

旧清掃センターの解体に伴う全体計画の内容と進捗状況についてお伺いいたします。

旧西那須野清掃センターに関する跡地利用計画の内容、並びに地権者との協議について伺います。

事業における補助メニューと財源、跡地利用の有効性、有益性についてお伺いをいたします。議長（平山 英君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） では、私のほうからお答えをいたします。3点ございましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、旧清掃センターの解体に伴う全体計画の内容と進捗状況についてお答えをいたします。

3つの清掃センターの解体やその手法、跡地利用につきましては、関谷議員が昨年3月に質問されたときにお答えをしましたと同じく、現時点ではまだ全体計画がまとまっておりません。

しかし、循環型社会形成交付金を活用して解体する場合には、那須塩原市、大田原市、那須町、那須地区広域行政事務組合の4者で策定しております那須地域循環型社会形成推進地域計画に後継施設の計画の位置づけが必要となります。

したがって、後継施設の必要性も含め、今年度中に結論を出し、後継施設を設置する場合には、23年度に予定しております広域の改定地域計画に盛り込まなければなりません。いずれにいたしましても、今年度中に計画策定を考えておりま

す。

の旧西那須野清掃センターに関する計画の内容、並びに地権者との協議についてお答えをいたします。

当面、西那須野清掃センターについては、用地の一部が借地であることと解体基金を持っていることから、第1順位に行うことになることは、昨年答弁したとおりでございます。借地の返還に関しては関係地権者と協議をしておりますが、並行して跡地利用計画を策定してまいります。

の事業における補助メニューと財源、跡地利用の有効性についてお答えをいたします。

補助メニューとして循環型社会形成推進交付金がありますが、この事業を活用すると、対象事業の中に、マテリアルリサイクル推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、エネルギー回収能力増強事業等がありますので、必要性及びランニングコストを考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 昨年3月、同様の質問をさせていただいた折の答弁では、20年度の早い段階で全体計画をまとめる。それから、旧西那須野センター解体の調査設計も行うということで答弁があったわけでありまして。予算づけもされていたと記憶するわけでありましてけれども、遅延しているこの原因と、また、調査設計を見送った検討過程を具体的にお伺いします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

昨年度、西那須野の清掃センターの廃止処分に伴いまして、国への申請書類作成の関係上、コンサル料として1,000万をとっておりました。その

添付書類の中に、解体のための概算設計的な概算経費の算出等々がありまして、1,000万をとったという経過がございます。その後、国のほうで、その申請書の添付書類がかなり軽減、軽微になりまして、職員でも作成できるという内容に軽減されました。よって、解体の経費関係について調査する必要がなくなったということで、1,000万円を減らしたものであります。

その1,000万円につきましては、解体に向けての設計、実際に解体を実施するための設計というよりは、国の国庫補助金をもらってやっているものにつきましては、廃止についてそれ相応の書類を出さなくちゃならないというシステムでございましたので、そのためということでありましたので、解体の年次が明確にならないうちに解体設計を実施しても、時点修正等々もありますので、取りやめたという経過がございます。

よって、冒頭にも答弁しましたように、全体計画は、まとめて何年次に間違いなく解体せよという財源的な裏づけ等々もできたことを見計らって、設計なり仕様書の作成、図書作成という段階に入っていくというふうに考えてございます。

よって、そのためにおくれたというよりは、全体計画がまとまらないのにそれだけ設計しても意味がないということになると思います。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 了解でございます。

それから、広域の中での地域計画というもので、その後継施設計画というものを盛り込むことが必要になるということで、そうすると、23年の改定にのせていくということですが、清掃センターに関しましては、市単独でやっていく、広域から外れたというようなこともございますが、その辺のその後継計画というものを広域と絡めていかなくちゃならないと、その辺のところをご説明いただ

きたいと思います。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

基本的には、ごみ処理関係につきましては、県、国では、広域化という流れの中で、全部、市単独ではなくて地域別に計画をつくっているものが、先ほど申し上げました循環型社会形成推進地域計画というものになります。その中で、第1期、第2期とやってきたわけでございますけれども、今度は単体になったんだから、この計画自体関係ないだろうということではなくて、広域全体の中で地域的にどれだけのごみを処理していこうかという話は、あくまでも、生活圏のほかの計画はいろいろありますけれども、広域にですね、それと同時に、ごみにもそういう分野がありまして、そこにのせていないと、国のもし壊すときに新しいものを何かそこにつくらないと壊す費用の経費がないということなので、もし何かをつくって壊そうということになれば、そこに盛り込まないと交付対象にならないということになっておりますので、単独でやっているんですが、万やむを得ず、そちらにのせてもらってやっていくということになります。

もちろん、その後継施設、要するに後で何か廃棄物処理の関係の施設を全くつくらないということになれば、現在は単独でやるということになりますから、この計画とは関係ありませんので、すり合わせをする必要はありませんけれども、今のところ具体性はまだありませんけれども、3施設ともいろんなものをつくるという想定は余りしてありませんが、一部、ストックヤード的に何かある程度のものでつくればよいということになっていきますので、財源獲得の意味プラス何か市民にサービス向上という点である程度の施設をつくれば、

ランニングコストも含めて、交付金をもらったのと相殺してみてもかなり有利だというふうになれば、市民へのサービスも向上するわけですから、その交付金をもらっていく手法もあり得るということで、その辺について、今年度中に市内部でまとめて、来年度、広域等々とすり合わせしてというふうに、若干、2カ年で計画になると思いますが、まずは内部を固める必要があるということで、研究に再度着手しているという状況でございます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） それは理解をいたしました。23年度の会計、計画に盛り込むということになると、実際に事業実施になるのは、当然のことながら、それ以降ということになるわけでありまして、旧西那須野センターについては、一部借地ということで、地権者との協定もあったわけでございます。その年次のものの協定に対するものと、それから、借地料が発生しているわけでありまして、その辺の協議についてはどのようになっているのでしょうか。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

地権者との話し合いの中では、当然に施設のある限りは借地料は払っていかなくちゃならないということでございます。それで、返すことで基本的には話し合いをしておりますけれども、返すに当たっても、その後の安全確認、地域との約束もありますが、安全確認をした上で返してという段階を踏むわけですが、その時点で借地料はなくなるわけですが、おくれればおくれるほど、残念ながら借地料は払っていかなくちゃならないということにはなりません。

ですから、借地も数百万円で年数がかなりたてば、えらい金になるという心配もありますので、

早い段階でというか、年度内に、特に西那須野は第1順位というふうに考えておりますので、また基金もありますので、ある程度足せば解体できるというレベルでもありますので、早目に結論を見出していきたいなというふうに思っています。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 本件は解体という事業でありまして、市民生活の向上に直接的に寄与するという事ではない事業であります。前回の答弁によれば、総額で22億からかかるというような試算も示されたわけでありまして。ゆえに、少しでも有益性の高い跡地利用と、それから、そうした事業にしていくということについて慎重にならざるを得ないということには理解を示すわけでありましてけれども、いずれにいたしましても、早急な方向性、結論というものを見出すべきだというふうに思います。

1問目で質問させていただいた臨時交付金等の活用等も可能なかどうか、そうした部分も含めて、特に西那須野センターについては早期の解決を強くお願い申し上げて、この項は終わりたいと思います。

最後に、4番、住民サービスの向上と組織機構改革についてということでお伺いします。

平成の大合併が求めた地方分権・地方主権の確立と、国家存続をかけた地方行政改革の推進は、誕生から5年目を迎えた本市においても日々の課題であります。特に行政の組織機構は、行革の推進体系と住民サービスを直接つかさどるものであり、その有効性と機能性、実効性は極めて重要であることから伺うものであります。

当初の総合支所方式から現在の機構への変遷についての検証と、完成型のイメージ並びに、それに向けての今後の計画についてお伺いをいたします。

また、新庁舎建設への方針と機構改革の関係についても伺います。

庁舎ごとの来庁者数、もしくは窓口業務の処理件数等についてお伺いいたします。

また、支所機能についての所見と今後の方針、並びに支所長の役割と権限についても伺います。

行財政改革推進の使命のもと、市民サービスの向上と定員適正化に向けた職員削減、及び機構改革の整合性と課題について伺います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 住民サービスの向上と組織機構の改革につきまして3点ほどご質問をいただいておりますので、順次お答えをいたします。

まず、当初の総合支所方式から現在の機構への変遷についての検証と、完成形に向けての今後の計画についてお答えをいたします。

本市の組織は、平成17年1月1日に、合併後の急激な変化に伴う混乱や市民サービスの低下を招かないよう、総合支所方式でスタートいたしました。3つの支所が並列であることから、支所間の調整及び事務処理や政策決定の非効率化が課題となりまして、1年正式には1年と3カ月ということになりますけれども経過した平成18年4月に調整班を廃止いたしまして、黒磯庁舎を実質的な本庁とする一方で、教育委員会の本庁と水道部の本庁を西那須野庁舎に移転いたしました。

また、平成20年4月には、合併効果としてのさらなる行政の効率化や総合計画の円滑な推進を行うため本庁方式を取り入れ、企画立案業務の本庁集約や課・係の新設、統廃合などを行いました。昨年10月に行った現組織のフォローアップ調査で、一部、本庁と支所での事務分担の再整理の必要性や、西那須野地区中心市街地活性化事業の完了に伴う組織の再編といった、今年度の中で検討を進

めていかなければならない課題もありまして、これらの整理の一段落が現時点での完成形になるものと考えております。

また、新庁舎建設への方針と機構改革の関係ですが、市長が本年の3月議会でも申し上げましたが、新庁舎につきましては、総合計画後期計画の中でより具体的な検討を行い、道筋をつけてまいりたいと考えており、その新庁舎建設時には、組織のあり方も根本から見直していく必要があるものと考えております。

次に、の窓口業務処理件数等から見た支所機能の所見、並びに支所長の役割、権限、これについてお答えをいたします。

平成20年度における、市民課といいますが、市民の窓口、それから福祉、税務の窓口処理件数ですけれども、本庁が12万8,621件、シェアで申しますと57.28%です。それから、西那須野支所が8万3,437件、37.16%、塩原支所が1万2,490件、5.56%ととなっております、おおむね地区人口と比例しているものと、このようにとらえております。

本庁方式の中の支所についてであります、これにつきましては、本庁との連携のもと、窓口業務や相談業務のほか、地域施設の維持管理が中心となっております、特に窓口業務につきましては、総合的窓口として市民サービスを提供していくものと、このように考えております。

また、支所長の役割、権限についてであります、支所長は、支所の統括責任者として支所の管理や区域内の防災などを所掌しておりますが、今年度の中で、本庁と支所の事務分担の再整理を行う予定でもありますので、この中で支所長の職務権限等につきましても検討を加えてまいりたいと考えております。

最後に、ですけれども、市民サービスの向上

と職員削減及び機構改革との整合性、これと課題であります、市民サービスの向上と職員削減、これを並行して行っていくためには、事務の効率化と同時に職員の能力アップや資質の向上を図っていかなければならないと考えております。

そのため、全庁を挙げまして行財政改革に取り組むほか、人材育成基本方針に基づき、職員研修の実施や人事評価制度導入に取り組んでいるところであります。

また、あわせまして、民営化や民間委託なども推進し、最少の経費で最大のサービスを提供できる組織の構築を目指しているところであります。

なお、行政ニーズや果たす役割が大きく変化していく中で、今後の業務量及び適正人員をどう予測し、将来の組織ビジョンを描いていくか、このことが大きな課題であると思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） それでは、一括して再質問してまいりますが、まずは那須塩原市、合併して5年目というところでありましてけれども、こうした合併という経緯を踏んでの組織機構というもの完成型というものに対するの理念というものをまずは伺います。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 理念ということで、若干難しい話になるかと思えますけれども、先ほど申し上げましたように、当初、合併後の混乱を避けるということで、総合支所方式でスタートをしていきました。その中で、いろいろ、ただいま申し上げましたような形で変遷をしているわけですが、いずれにいたしましても、合併をしましても、それぞれ3地域、距離が近づくわけでもありませんので、その市民の皆さんに、合併して市民サービスが低下をしてしまうと、こういう

ことは避けなければならないと、こういう考え方でやってきたつもりです。ただ、そうは言っても、一方では、ただいまも申し上げましたようなことで、効率化、合理化を図って、合併の効果といいますか、これを生み出していかなければならないという命題がある。

そういう中で、それを進めながら、一方ではスリム化をしていくというところでは、大変難しい問題ではありますけれども、いずれにしましても、理念といいますか、目指すところは、これを進めながら、支所においても、各地区においても、市民の皆さんには不便をかけない、こういう形でやっていくと。これが、理念といえは理念だと思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 全くそのとおりでありまして、第一義はやはり市民への目線ということを確認させていただいたわけでありまして。

そこで、平成20年度から大きく機構改革を行ったわけでありまして、先ほどのご答弁で、事務分担の再整理の必要性、あるいは支所長の職務権限というものについても検討を加えたいということではありますが、具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） これは両方絡む問題ですので、あわせてご答弁させていただきますけれども、昨年、先ほど申し上げましたように、現組織にしまして、10月ですか、半年たちまして、各部各課の、本庁方式を取り入れて、それぞれの現場、それから事務の進め方中でどういう課題があるかと。また、市民からはこういった苦言といいますか意見があるかと、こんなことを含めまして調査をさせていただきました。

その中で、市民の皆さんからは特別苦情というものそれぞれの窓口でもないと、こういうことでありますけれども、ただ、職務での分担の中で、本庁と支所の業務、それまで総合方式でやってきましたので、その辺で、この業務についてはここまでは本庁、ここまでは支所と、こういう部分が残るわけなんです、この辺が、ある意味では内部的な話にはなりますけれども、若干、こういう形でいいのかというのがそれぞれの中であると。こういうことですので、全体的にもう一度これを再整理して、大きく変わることはないと思っておりますけれども、調整の部分についてすり合わせを行っていきたく、こんなふうに思っています。

その中で、支所長については、先ほど権限等については、権限といいますか、所掌事務については申し上げたとおりなんですけれども、なかなか、この支所長にもう少し、決裁権といいますか、こういったものを持たせてはどうかと、こういう意見中にはあります。ただ、今の組織体系そのものが、各支所における業務につきましても、本庁と直のラインでやっています。先ほど申し上げました総合的窓口ということですので、支所で受けたものはストレートに本庁に上がってくると、そのほうが通りがいいだろうと、こういうことで、そういうラインを引いていますので、なかなかその部分は難しいんですけれども、整理がつくものの中で、その支所なら支所での窓口でその場で解決できるというものが整理されるのであれば、その部分は支所長に任せるといことも考えられますので、その辺をあわせて検討を今年度中に行いたいと、こういうことであります。

以上です。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 了解しました。

支所長については了解したんですが、事務分担

の再整理という中で、方向性がさらなる本庁への集約なのか、それともちょっと集約し過ぎたというイメージなのか、ちょっとその辺をどちらかなのかお示してください。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 実はフォローアップの中でも、この事務に対してこうだということまでの調査の書き込みがありませんので、多分本庁のほうに再整理をして支所を縮小するというのもありますし、逆にその反対のものもあると思っています。それをあわせてやっていきたいと。慎重にやらなくちゃならないからだと思いますけれども、そんなふうに考えています。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 了解しました。

そこで、窓口業務の件数を先ほどお示しいただいたわけでありまして、手計算でこれは正確じゃないかもしれませんが、例えばその窓口に限ったところでいけば、西那須野支所、あるいは塩原支所というところで、総務税務課というところでいくと、窓口だけでいきますと1課1係でやっているものが、本庁でいけば2課7係でやっている。人員配分でいくと、本庁が70%、西那須野支所が17%、塩原支所が10%というような人的な配分と。それから、支所のほうでいきますと、保健福祉課であったり市民福祉課であったりするわけですが、この辺についても、西那須野支所で1課4係でやっているものが、本庁でいけば4課十三、四係というような形で、人数配分がやっぱり75%、17%、6%というような配分であったりと。私の手計算ですけれども、そんなような状況であります。

市民課、市民生活課というところにおいては、これは西那須野支所については35%、それから本庁では50%の人員配置というような感じになるわ

けなんですけれども、決して窓口件数との比例を求めているわけではないんですが、ここには事務の分担というものの配分があるので、当然比例しないわけでありまして、この辺の配置についてどのようにお考えか、その辺を伺いたいと思います。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 人員の今お話が生まれて、私もそこまでちょっと計算していないので、多分、議員の数字が当たっているんだと思いますけれども、先ほども申し上げましたが、20年の改革で企画立案業務等は本庁へ集約をしています。支所の場合には、窓口はそれぞれのをもう全部閉こうということで、ただ、そこで扱う内容は窓口的な業務を中心にと、こういうことでやってきましたので、その時点で、それぞれ昨年の組織をスタートするに当たっては、それぞれの部なり課なりで、必要人員等、本庁と支所の割り振り等をやっていたかきまして、そういう中で調整した数字で、去年、ことしとやってきております。

そういう中では、今言うようなことでやっていきますけれども、先ほど窓口の件数も申し上げましたが、その今の割り振り比率の中で、支所の業務が滞ったとかというようなことは、これはこの中でも出てきておりませんので、それについてはそれぞれ微調整はあるでしょうけれども、現実の業務対応としては、ほぼ適切といえますが、足りる範囲、比率になっているのかなと、こんなふうには思っているところです。

ただ、各部によって、それぞれ本庁集約も、一律に同じ、例えば基準で、ここまでのものは全部こっちだよということではなくて、それぞれ現状というものが多分分野ごとにありますので、そういう中では多少比率的にもばらつきがあると、業務的な内容の違いによってもばらつきがあると

うことは承知をしていますし、それはやむを得ないことだと思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） そうですね、業務によって、その系の専門担当の機能というものがどうしても必要になると、こういう上では、人員配置という点でも絶対数というものが確保されなくてはならないということが多々あると思しますので、その辺は十分に検討をしていただきたいというふうに思います。

また、定員適正化計画という部分の中で、目標値よりも、既に私たちにも案内があるとおり、相当数の削減がされているわけでありまして、この辺は、この機構改革で考えていたものへの影響というものはございませんでしょうか。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 定員適正化の関係でございますけれども、先ほどの職員の配置の問題にちょっと触れてみたいと思いますけれども、まず、年度初めに各部長、局長等々から、次年度の事務事業がどんなものがあるかというようなこととあわせて、現状の職員数の状況というものを調査しております。それによりまして、退職者の数であるとかそういったものから次年度の採用計画を決めていくというようなところでございまして、もう一つは、定期異動の前に、どういった状況であるかと、各部局状況がどういうことであるかというようなヒアリング等々を行いながら、各課の定員の適正化というものに努めているというようなところでございます。

ご質問的那須塩原市の定員適正化計画でございますけれども、当然、組織との関係は整合性を図っていかなくちゃならないというふうなことでございまして、定員適正化計画につきましては、18

年の折に5カ年度計画という形で当初つくったわけでございますが、20年に見直しをしたということは、先ほど申し上げましたように、組織の見直しがあったというふうなこととあわせて、19年度では指定管理者制度への導入というふうなこともありまして、20年度では本庁方式に組織を改革したというふうなことから、組織が当然スリム化されれば、職員数もそれに合わせた形で少なくなっていくという形になるというふうに思っております。退職者の補充等々の調整をしながら、定員の適正化について推進していくというふうなところでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） それでは、最後に市長に伺いたいと思うんですが、市民サービスの向上、これが、市役所づくり、機構改革にとっても第一義であるということです。行革が至上命題であり、職員数の適正化を図りながら効率的な行政運営を行うことは、時代の求めであり、責務でもあります。

しかし、本庁、支所にかかわらず、市役所は顔であり、市民にとって行政サービスを直接感じる大切な場でもあります。活気のある市役所づくり、特に現時点においては支所というものも大切だと思うんですが、それを実現するための機構改革であるべきだと思うんですが、この辺の見解を伺いたいと思います。

また、新庁舎を設置するという場合には、根本的に機構を見直す旨の答弁もありました。市民のための活気ある市役所・支所づくりが担保され、そして効率的な組織機構が実現可能かどうかということも、新庁舎設置を検討するに当たっての大きな要素であるというふうに思うわけですが、あわせて見解を伺いたいと思います。

議長（平山 英君） 市長。

市長（栗川 仁君） 行政機構改革等々につきましての最終的な考え方はどうするんだということになってくるんだろうというふうに思っております。

合併をした根本的な考え方ということになりますと、まずは、国が三位一体の改革を進める上で、行政のスリム化を国が図るという中で、権限を移譲しますよと。そういう中では、地方の要するに自治体の力がある程度つけるという目的の中で合併が進められたというふうに思っております。当然、そういうことになりますと仕事の量がふえてくるというのは、現実的な形としてあらわれてきておるといふふうに思っております。

そういう中で、今、合併をいたしまして5年が経過をしたわけでございます。当初の予定では、合併の混乱を避けるという状況の中での総合支所方式を採用してスタートを切ったのも現実的な話でございますし、ただ、そういう中で、本当に現実的に行政運営をしていく中で、行政のスリム化が図れるのかどうかという観点等々に立ちますと、やはり組織の見直しというものが大事なんだろうということになりまして、当然、本庁方式をとっていかうという結論に達したところでございます。

当然、本庁方式になりますと、各支所の権限というものが小さくなるのというのは、目にみえているわけでございます。そういう中で、住民サービスがどうなるのかというのが、当然、私も住民を相手にしているサービス業でございますので、それが一番大事な話になるわけでございます。

そういう部分では、要するに、さまざまな文書等のものを取るという中では、やはり支所でそれが対応可能な形をとっていくということで、市民サービスを確保していくということで、この窓口的には、これまでと同じような対応、幾つかの窓

口じゃなくて1つになるわけではございますけれども、そういう形の中で市民サービスが図れる体制をとっていくということでとったわけでございます。

当然、そういう中におきましても、さまざまな形態の中で、本庁へ来なければ取れない部分があるという部分も幾つか考えられます。特に業として仕事をやっている方々につきましては、当然、手続上、本庁へ来なくちゃならないと。そういう方々につきましては、多分、そういうものについては、一般市民の方々は、業をやっている人に業務を代理でお願いするという形になりますので、そういう部分については、業をやっている方々の仕事としての中で、そういう部分についてはご理解をいただきたいというふうに、私どもはそういう業界の関係の方々にはご説明もしております。

いずれにいたしましても、市民サービスを向上させる、さらには、そういう中で市民の理解を得ながら、要するに機構改革等についても理解を求めなくちゃならない。当然、国は今でも、地方公務員は多過ぎるということを言っております。しかし、ある反面、今度は逆に仕事のほうは、権限移譲だと言って、国は県におろしていく、県は市町村におろす。ということになりますと、仕事の量はふえるわけございまして、どこまで権限が移譲されてくるのか、なるべく、ちょっと手を挙げるの待っていようなんていう部分にもなりかねない状況下にもあります。

そういう意味では、今後ともさまざまなものを検討しながら総合的な判断をしていきたい。当然、3月の答弁でもいたしましたように、もう既に合併して5年がたちます。今後、後期計画を立てていく状況にありますので、当然、市庁舎についても課題の一つになっております。これもさまざまな意見があります、私のところには。市長、どう

するんだいという話の中では、さまざまな意見がございます。

そういう中で、今の建てかえがいいのかどうかという判断もせざるを得ない部分も出てくるわけでございますし、今後、十分それらを勘案しながら検討を加えていきたいというふうに思っておりますし、そういう中での機構等の改革についても、そういう時期を見ながら、その時期その時期での機構改革はやっていかなければならないというふうに思っておりますし、逆に、余り機構、機構と組織上の話ばかりしていますと、目的とするのは住民サービスで、機構を直したから住民サービスがよくなるというものについては、そういう判断もできますけれども、機構をいじったから必ず住民サービスがよくなっていくんだということではないと思いますし、要は、やっぱり職員のやる意識、これが最も大事なんだろうというふうに思いますので、今後とも職員教育については積極的にやっていきたいと私は考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 全くそのとおりであります。市役所は、市内、恐らく最大の企業とも言える職員数を含めて、最大の企業であり、そして最大のサービス産業であるということだと思えます。住民と本当に身近な窓口等については、本当にサービスの低下が起こらないよう、支所といえども活気を失わないような、そうした取り組みを今後もお願したいというふうに思います。

本日は、この機構改革をも含めまして、現在のこの厳しい情勢下を踏まえた対応というものをただしてまいったわけでありまして。市長の政治姿勢である市民の目線の政治、行政というものが、今まさに真価を問われるときであると思えます。本

市の発展に向けて、政治、行政の担う責務の大きさはもとより、それはすなわち市民の活力、経済活動、市民生活のそのもののモチベーションを保ち、そして向上させていくことにほかならないというふうに思うわけであります。

今、100年に一度と言われる経済不況のもと、経済は地域形成と市民生活の根幹であるということを改めて意識しながら、危機感を共有し、既存、前例に執着することなく市民生活を守り、那須塩原市の発展に鋭意取り組みますことを強く申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議長（平山 英君） 以上で、19番、関谷暢之君の市政一般質問は終了をいたしました。

散会の宣告

議長（平山 英君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時56分